経済産業省

資料３

ガスシステム改革の進捗と委員会の取組について

令和２年１０月２７日

電力・ガス取引監視等委員会

１．ガスシステム改革の概要

日本のガス供給の仕組み

- 家庭などへのガスの供給については、①LNG基地から導管でガスを供給する「都市ガス」、②団地などで簡易なガス発生設備から導管でガスを供給する「簡易ガス」、③戸建て住宅などに設置したガスボンベなどでガスを供給する「LPガス」がある。

①都市ガスの供給イメージ　2017年４月より自由化

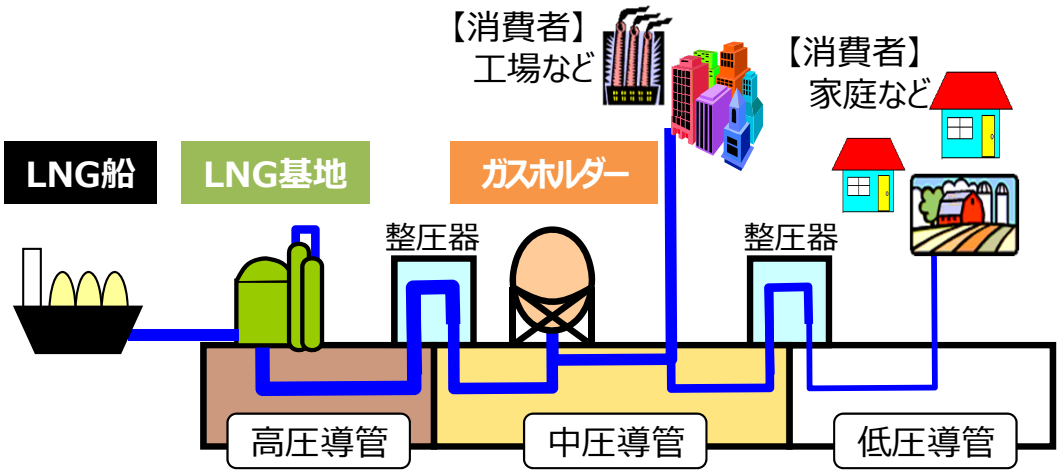

②簡易ガスの供給イメージ　2017年４月より自由化

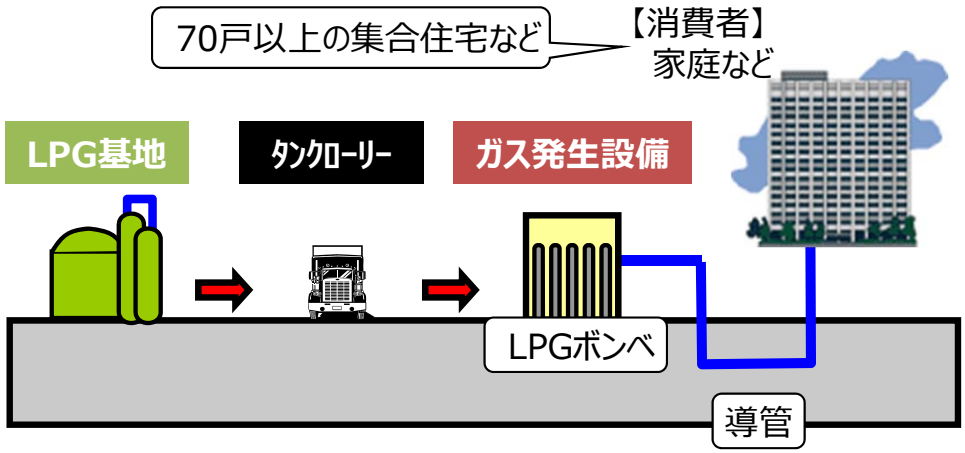

③LPガスの供給イメージ　はじめから自由

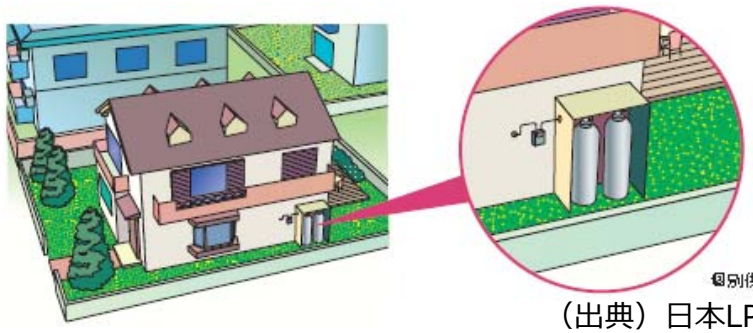

（出典）日本LPガス団体協議会

■ガスの種別需要家規模（2018年度）

	需要家件数	ガス販売量
①都市ガス	約2,714万件	387億㎥/年
②簡易ガス	約113万件	1.4億㎥/年
③LPガス	約2,433万件	65億㎥/年

（出典）①、②は資源エネルギー庁ＨＰから。③は日本ＬＰガス協会ＨＰから。また、③の「需要家件数」は家庭用の件数、「ガス販売量」は自動車用を除いた数量（ｔ）をm³に換算した数量

都市ガスの供給区域

- 都市ガスの導管網は人口密度や産業集積度が高い都市部を中心に整備されており、その**供給が可能な区域は国土の6%弱**。総世帯数及び総事業所数に占める都市ガスが供給されている住戸等の割合は**約49%**。
- 近年、長距離の都市ガス導管が整備されたが、東京・名古屋間でも未接続。

【都市ガス事業者の供給区域】

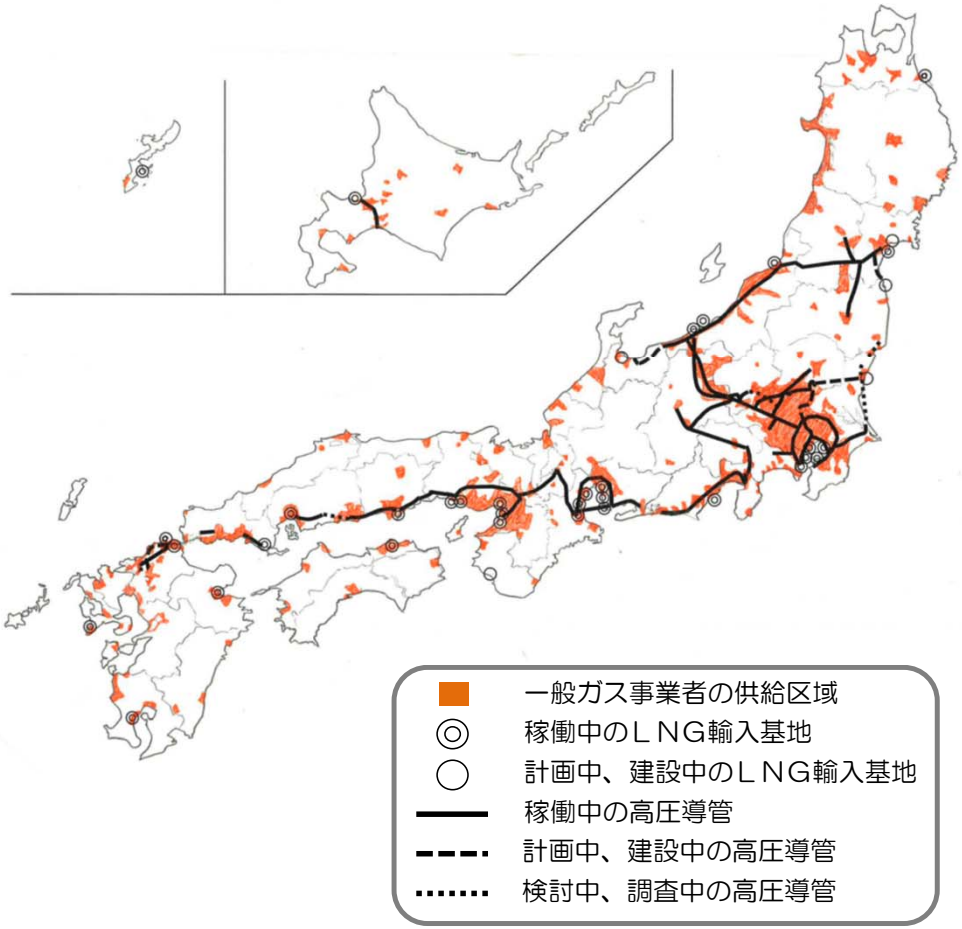

全国の一般ガス導管事業者	194事業者（2020年10月時点）

（多数の供給区域が存在）

【都市ガス普及率】

ガスメーター取付個数　30,753千個

普及率　49%　（2019年度末時点）

※総世帯数及び総事業所数に占めるガスメーター取付個数

都市ガス事業の概要

調達・輸入

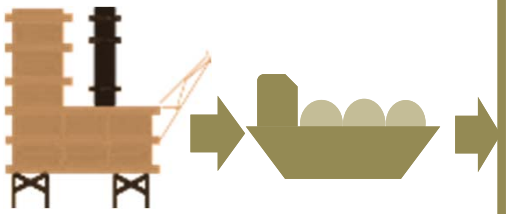

ガス田/液化　タンカー

輸入量上位は電力会社系列

2018年時点

輸入事業者	
①JERA	42%
②東京ガス	17%
③大阪ガス	11%
④関西電力	9%
⑤東北電力	5%
⑥九州電力	4%
⑦東邦ガス	4%

ＬＮＧ基地受入れ

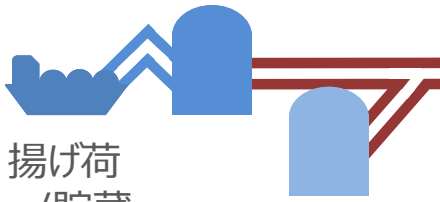

揚げ荷/貯蔵

７割は発電用

大都市近隣の港湾等全国**３７カ所**に整備
熱量調整・付臭を行い、導管にガスを注入

2019年4月時点

保有者	基地	タンク
ガス	14	48
電力	10	53
ガス/電力共有	6	67
その他	7	28
計	37	196

ガス導管輸送

一部はローリー等で輸送

一般ガス導管事業者は**１９８者**、多数の供給区域が存在
導管総延長の**5割は大手3社**が保有

2018年度末時点

導管延長(万km)	ガス事業者	販売比率(量)
14.2(53%)	東京、大阪、東邦（3社）	62%
3.0(11%)	準大手(北海道、仙台市、静岡、広島、西部、日本)（6社）	8%
7.8(29%)	ガス管で卸受け(118社)	17%
1.2(5%)	ﾛｰﾘｰ・貨車で卸受け(70社)	1%
0.3(1%)	一般ガス導管事業者以外	12%
26.6(100%)	計	100%

小売販売

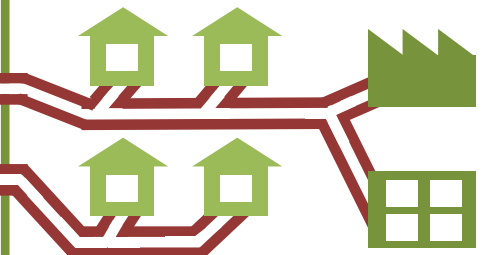

家庭用42%　商工業用50%

需要家総数は**約2714万件**
市場規模は**約3.3兆円**

2018年度末時点

（参考）ガス受託製造の対象となるLNG基地

2018年9月20日
第１回ガス事業制度検討WG一部抜粋

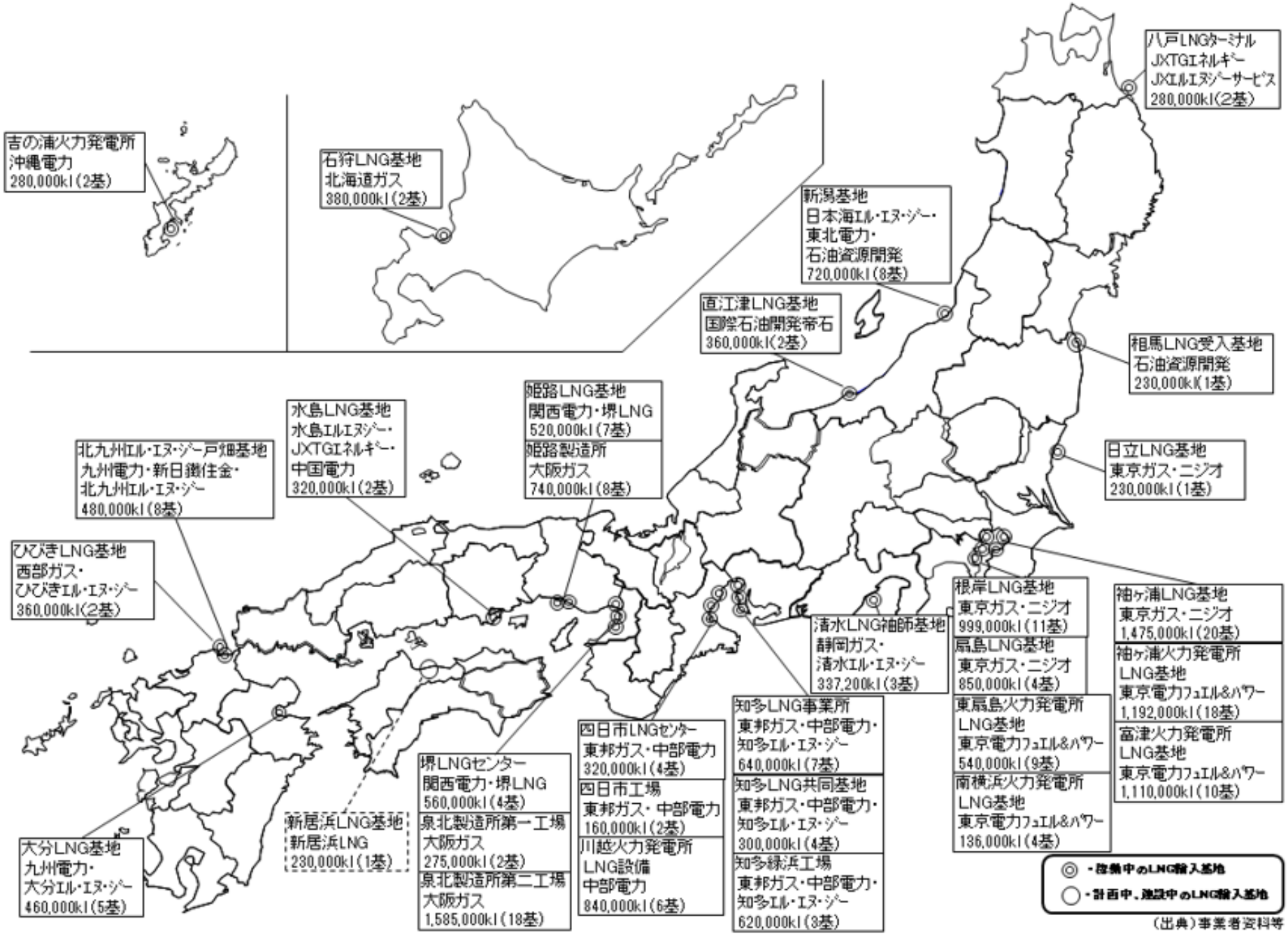

（出典）事業者資料等

ガスシステム改革の目的

- ガス事業は、従来、垂直統合の許可制とされ、小売やネットワークの維持・運用等を特定の事業者が地域独占的に行ってきた公益事業である。
- 1990年代以降、小売部門の部分自由化を進めており、価格交渉力のある大口需要へのガス供給について、基準となる需要量を段階的に引き下げながら、地域独占、料金規制を撤廃してきた。
- 2010年代に入り東日本大震災を契機とした電力システム改革が進められる中、ガスについても、以下の様な目的意識の下、小売市場の全面自由化等のガスシステム改革に取り組んできた。

１．天然ガスの安定供給の確保

◆ ガス導管網の新規整備や相互接続により、災害時供給の強靱化を含め、天然ガスを安定的に供給する体制を整える。

２．ガス料金を最大限抑制

◆ 天然ガスの調達や小売サービスの競争を通じ、ガス料金を最大限抑制。

３．利用メニューの多様化と事業機会拡大

◆ 利用者が、都市ガス会社や料金メニューを多様な選択肢から選べるようにし、他業種からの参入、都市ガス会社の他エリアへの事業拡大等を通じ、イノベーションを誘発。

４．天然ガス利用方法の拡大

◆ 導管網の新規整備、潜在的なニーズを引き出すサービス、燃料電池やコージェネレーションなど新たな利用方法を提案できる事業者の参入を促進。

ガスシステム改革が目指していたもの①（小売市場への参入の自由化）

- 都市ガスについても、電力システム改革と相まって小売市場への参入を自由化することで、需要家や事業者の選択肢の拡大のみならず、我が国における総合エネルギー企業の発展が期待された。
- なお、システム改革に際しては、需要家保護には万全を期すこととされた。

ガスシステム改革小委員会報告書（2015年1月）［抜粋］

- **電力システム改革と時期を違わずガスシステム改革を進めることは、相互参入の促進による需要家や事業者の選択肢拡大という観点からも望ましい**。主たるエネルギーのうち都市ガスも小売全面自由化を実施すれば、エネルギー事業者間の垣根が一層低くなり、既存のエネルギー企業を様々なエネルギー供給サービスを行う総合エネルギー企業へと発展させ、事業の多角化による収益源の拡大や、事業分野ごとに重複して保有されていた設備・事業部の集約化等を可能とすることができる。
- **選択の自由を全ての需要家にもたらし、競争によるサービスの質の向上や料金の低廉化を実現する**ためには、一般家庭等の小口需要も含めた小売市場への参入を自由化することが適当である。
- その際、ガスを供給する側より情報や交渉力が不足する需要家の利益を害することのないよう留意するとともに、供給途絶等により**安定供給が損なわれることのないよう需要家保護には万全を期す必要がある**。
- 小売全面自由化の実施により様々な事業者から料金等の供給条件について多様な選択肢が提案されれば、需要家には幅広い選択肢から選べる利点が生じる。一方、それぞれの選択肢についての十分な情報提供や説明がなければ適切に選択することが困難になるおそれがある。
- 加えて、多様な事業者が参入することとなれば、例えば事業者が経営破綻により撤退してしまうなどの不測の事態も想定されることから、そうした事態においても需要家利益を保護し、ガスの供給が途絶する事態が生じないようにするため、一般ガス導管事業者の供給区域内においては、言わば緊急避難的な保護措置として最終保障サービスを設けることが適当である。

ガスシステム改革が目指していたもの②（導管部門関連制度の整備）

- 導管部門については、地域独占を認めた上で、託送供給料金等の条件の適切性等を国が厳格に確認することとされた。
- また、ガス小売事業に参入する者が公平かつ透明性の高い条件の下で導管網を利用できる環境を整備していくこととされた。

ガスシステム改革小委員会報告書（2015年1月）［抜粋］

- 一般ガス導管事業については、その供給区域内における導管敷設について実質的な地域独占を認めること、その導管網は小口需要家を始め幅広い需要家に直接供給するために一体的に維持・運用されるものであることから、国が託送供給料金等の条件について適切性を厳格に確認する必要がある。
- 託送供給料金の公平性・妥当性、具体的には、託送供給原価の算定の基礎となる各費目に係る、算定方法の適正性及び内容の妥当性等について、精査の在り方を、法的分離の実施の有無にかかわらず早期に検討し、実施すべきである。
- 他法令では、ネットワークの延伸やネットワーク間の接続を促進する制度が設けられている。こうした事例を参考に、接続に係る効果及びコスト等を勘案し、国が関与してガス導管事業者間の連携を促すことができる制度を創設することが望ましい。
- 競争の活性化を通じ需要家に多様な選択肢が提示され、かつ低廉な料金を実現していくというガスシステム改革の目的を達成するためには、ガス小売事業に参入する誰もが公平かつ透明性の高い条件の下で導管網を利用できる環境が必要である。仮に「法的分離」を選択する場合には、事業者に対し一定の行為規制を課すことが想定される。

ガスシステム改革による事業類型の見直し（2017年4月）

2018年9月20日
第１回ガス事業制度検討WG

- 2015年のガス事業法改正により、2017年4月1日より事業類型を見直した上で、小売部門の全面自由化等の措置を講じた。講じた措置のポイントは以下の通り。

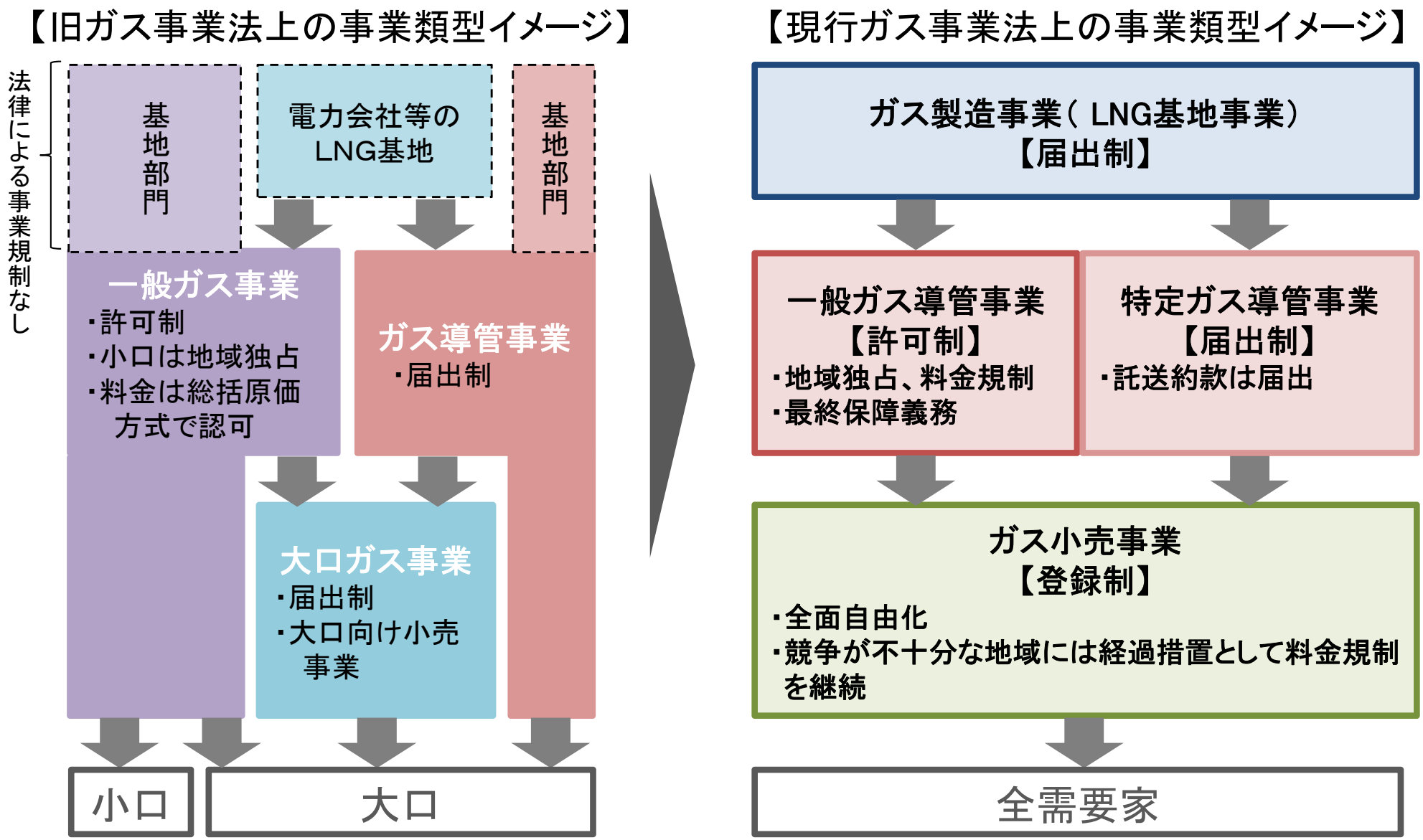

ガスの小売自由化の経緯（2017年4月に全面自由化）

- 都市ガスの供給については、これまで都市ガス会社が独占的に供給してきたが、1995年から大口を対象とした部分自由化を開始。
- 2017年4月から家庭を含む全ての都市ガスの利用者への小売が自由化された。

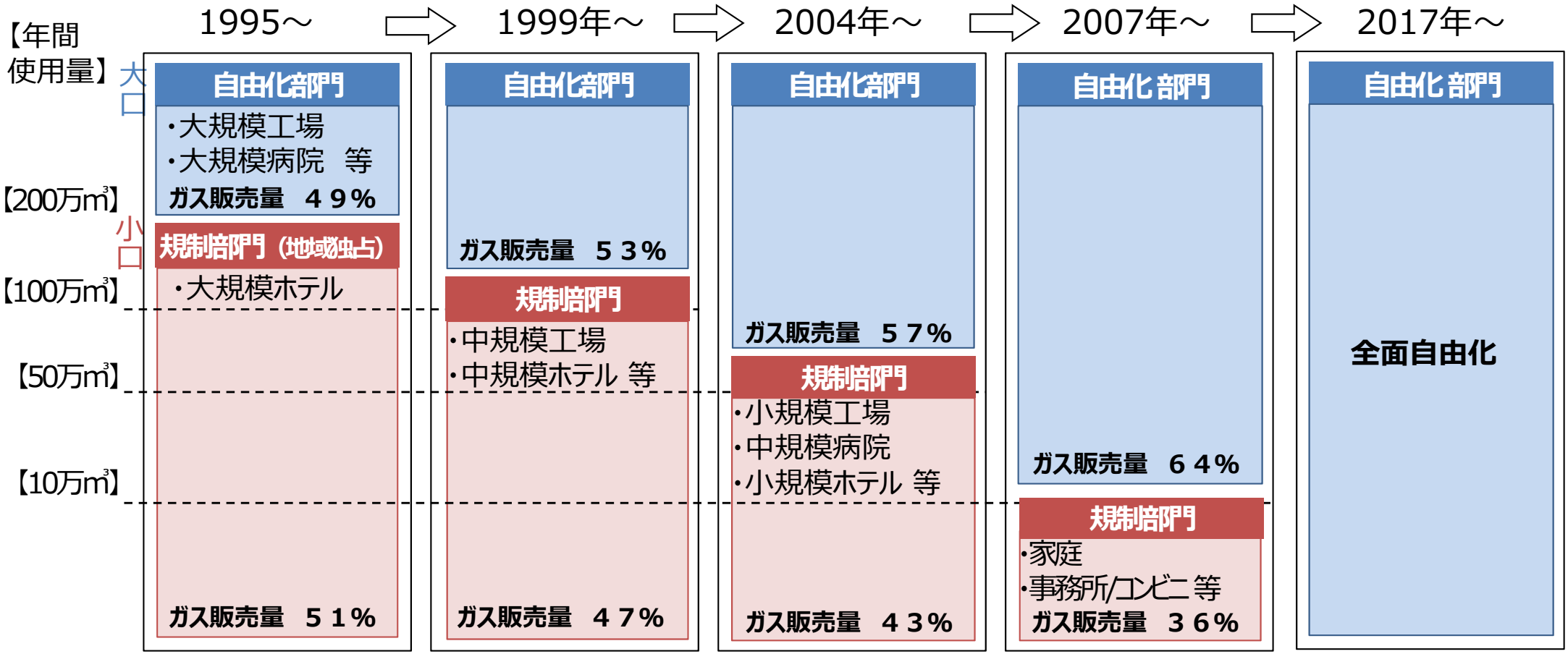

（注１）小売全面自由化後も、需要家保護の観点から、競争が進展してない地域においては、経過措置として小売料金規制を存続させる。

（注２）年間使用量の多寡によって大口・小口に分かれる。各シェアは大手１０社のガス販売量に占める大口供給販売量の割合（2014年度実績）。

２．ガスシステム改革の進展状況

ガス小売全面自由化の進展状況

- ガス小売全面自由化の進展状況は以下の通り。

【ガス小売事業への新規参入】

- ✓ 2020年10月20日時点で82者が新たにガス小売事業に参入
- ✓ 全国の一般ガス導管事業者194者のエリアのうち、31のエリアで家庭用でガス小売事業者の新たな参入があった。
- ✓ ガス販売量に占める新規参入者のシェアは、2020年6月時点で15.0%
- ✓ 家庭用の販売量における新規小売の割合は11.3%（特に伸びている近畿では17.1%）

【小売料金への影響】

- ✓ 料金メニューの多様化（ポイントサービス、セット割引、見守りサービス　等）
- ✓ 新規参入者の料金は規制料金に比して安価

【需要家の動向】

- ✓ 国民のガス自由化に対する認知は約7割

競争の進展状況①　自由化後の小売事業者の登録状況

2020年10月20日
第14回ガス事業制度検討WG

- 小売全面自由化後、これまでに82者がガス事業法に基づく「ガス小売事業」の登録を行っている。このうち、今回の自由化を機に、越境販売を含め、新たに一般家庭へ供給（予定を含む）しているのは、35者。（2020年10月20日時点）

電気事業者（7者）

・東北電力
・東京電力エナジーパートナー ※1
・中部電力ミライズ ※1
・関西電力 ※1
・四国電力
・九州電力 ※1
・北海道電力 ※1

旧一般ガス事業者（5者）

・東京ガス ※1
・日本瓦斯 ※1
・東彩ガス ※1
・東日本ガス ※1
・北日本ガス ※1

ＬＰガス事業者（17者）

・河原実業 ※1
・レモンガス ※1
・サイサン ※1
・イワタニ長野
・赤間商会
・ガスパル ※1
・クリーンガス金沢
・有限会社ファミリーガス
・有限会社神崎ガス工業
・エネックス ※1
・三ツ輪商会
・藤森プロパン商会
・日東エネルギー ※1
・九石プロパンガス
・宮崎商事
・いちたかガスワン ※1
・丸新

旧大口ガス事業者※2（２０者）

・朝日ガスエナジー
・岩谷産業
・三菱ケミカル
・テツゲン
・仙台プロパン
・ネクストエネルギー
・上越エネルギーサービス
・東京ガスエンジニアリングソリューションズ
・北陸天然瓦斯興業
・合同資源
・鈴与商事
・鈴興
・富山グリーンフードリサイクル
・甲賀エナジー
・近畿エア・ウォーター
・小倉興産エネルギー
・熊本みらいエル・エヌ・ジー
・日本製鉄
・プログレッシブエナジー
・りゅうせき ※1

旧ガス導管事業者※3（9者）

・ＥＮＥＯＳ ※1
・石油資源開発
・国際石油開発帝石
・三愛石油
・南遠州パイプライン
・エア・ウォーター
・東北天然ガス
・エネロップ
・筑後ガス圧送

その他の事業者（24者）

・日本ファシリティー・ソリューション
・豊富町
・ファミリーネット・ジャパン ※1
・HTBエナジー ※1
・イーレックス ※1
・中央電力 ※1
・CDエナジーダイレクト ※1
・関電エネルギーソリューション
・PinT ※1
・エフビットコミュニケーションズ ※1
・アストマックス・トレーディング ※1
・イーエムアイ ※1
・CSエナジーサービス
・びわ湖ブルーエナジー ※1
・島原Gエナジー ※1
・ひむかエルエヌジー
・アースインフィニティ ※1
・JERA
・テプコカスタマーサービス
・グローバルエンジニアリング ※1
・T&Tエナジー ※1
・東京エナジーアライアンス ※1
・ミツウロコグリーンエネルギー ※1
・伊藤忠エネクス

（注１）旧一般ガス事業者及び旧簡易ガス事業者のうち、みなしガス小売事業者は除く。

（注２）事業譲渡の場合は除く。

※1 越境販売を含め新たに一般家庭へ供給（予定を含む）
※2 旧大口ガス事業者　年間ガス供給量 10万㎥以上の大口需要家へのガスの供給を行う者で、一般ガス事業者、簡易ガス事業者、ガス導管事業者に該当する者を除いた者
※3 旧ガス導管事業者　自らが維持し、及び運用する特定導管により、卸供給及び大口供給の事業を行う者のうち、一般ガス事業者や簡易ガス事業者に該当する者を除いた者

新規参入の状況

- 全国の一般ガス導管事業者194者のエリアのうち、家庭用でガス小売事業者の新たな参入があったのは31のエリア。
- 特に、関東、中部・北陸、近畿、九州・沖縄エリアにおいては、家庭用における新規参入が進んでいる。

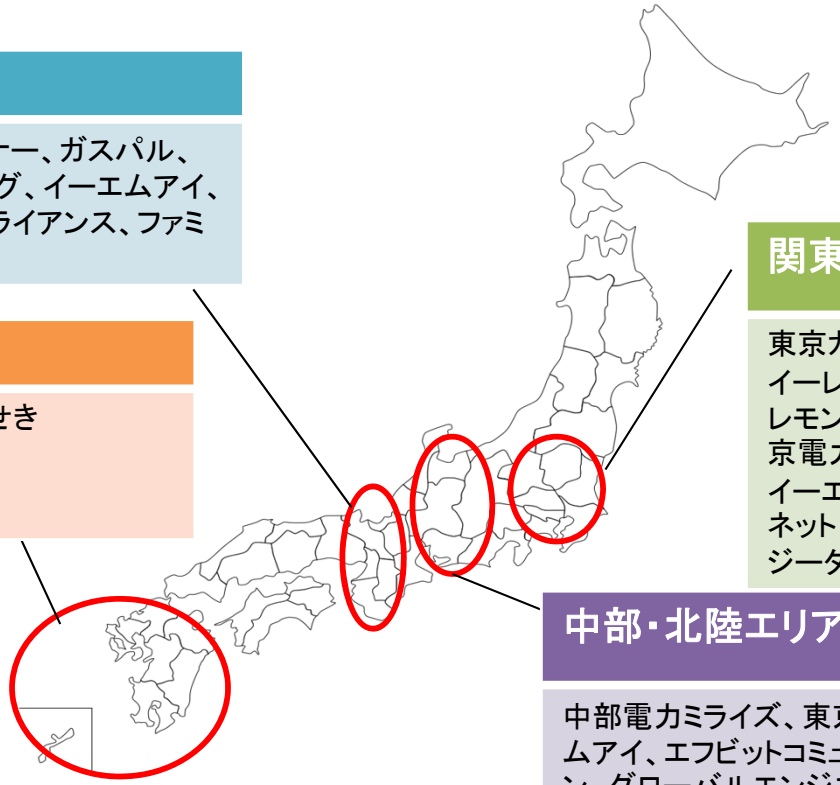

近畿エリア：新規シェア 17.1%

東京ガス、関西電力、東京電力エナジーパートナー、ガスパル、アースインフィニティ、グローバルエンジニアリング、イーエムアイ、エフビットコミュニケーションズ、東京エナジーアライアンス、ファミリーネット・ジャパン、イーレックス

九州・沖縄エリア：新規シェア 7.1%

九州電力、島原Gエナジー、コーアガス日本、りゅうせき

関東エリア：新規シェア 10.6%

東京ガス、アースインフィニティ、ENEOS、HTBエナジー、イーレックス、エネックス、エフビットコミュニケーションズ、レモンガス、北日本ガス、日本ガス、日東エネルギー、東京電力エナジーパートナー、東彩ガス、東日本ガス、PinT、イーエムアイ、グローバルエンジニアリング、ファミリーネット・ジャパン、ガスパル、河原実業、サイサン、CDエナジーダイレクト

中部・北陸エリア：新規シェア 13.1%

中部電力ミライズ、東京電力エナジーパートナー、イーエムアイ、エフビットコミュニケーションズ、ガスパル、サイサン、グローバルエンジニアリング、T&Tエナジー、東京エナジーアライアンス、ファミリーネット・ジャパン

（注1）各エリアの新規参入者は資源エネルギー庁ホームページ（ガス小売事業者一覧）から（供給を予定している事業者も含む。）抜粋。
（注2）新規シェアは2020年6月ガス取引報の家庭用の販売量から抜粋。
（注）その他エリアの新規小売の割合は北海道は0.0%、東北は0.4%、中国・四国は0.0%となっている。

（参考）新規参入の事例①：東京エナジーアライアンス設立

- 東京電力ＥＰとニチガスが共同出資し、都市ガスの調達や販売に必要な機能・ノウハウなどの事業運営基盤（プラットフォーム）を提供する「東京エナジーアライアンス株式会社（以下TEA）」を設立（2017年8月21日）。
- これまでに70社程度からTEAに相談があり、新電力、LPG・石油関連が大半を占めている。
- TEAによると、これまでに数社がTEAを活用して、ガス小売事業に参入済。

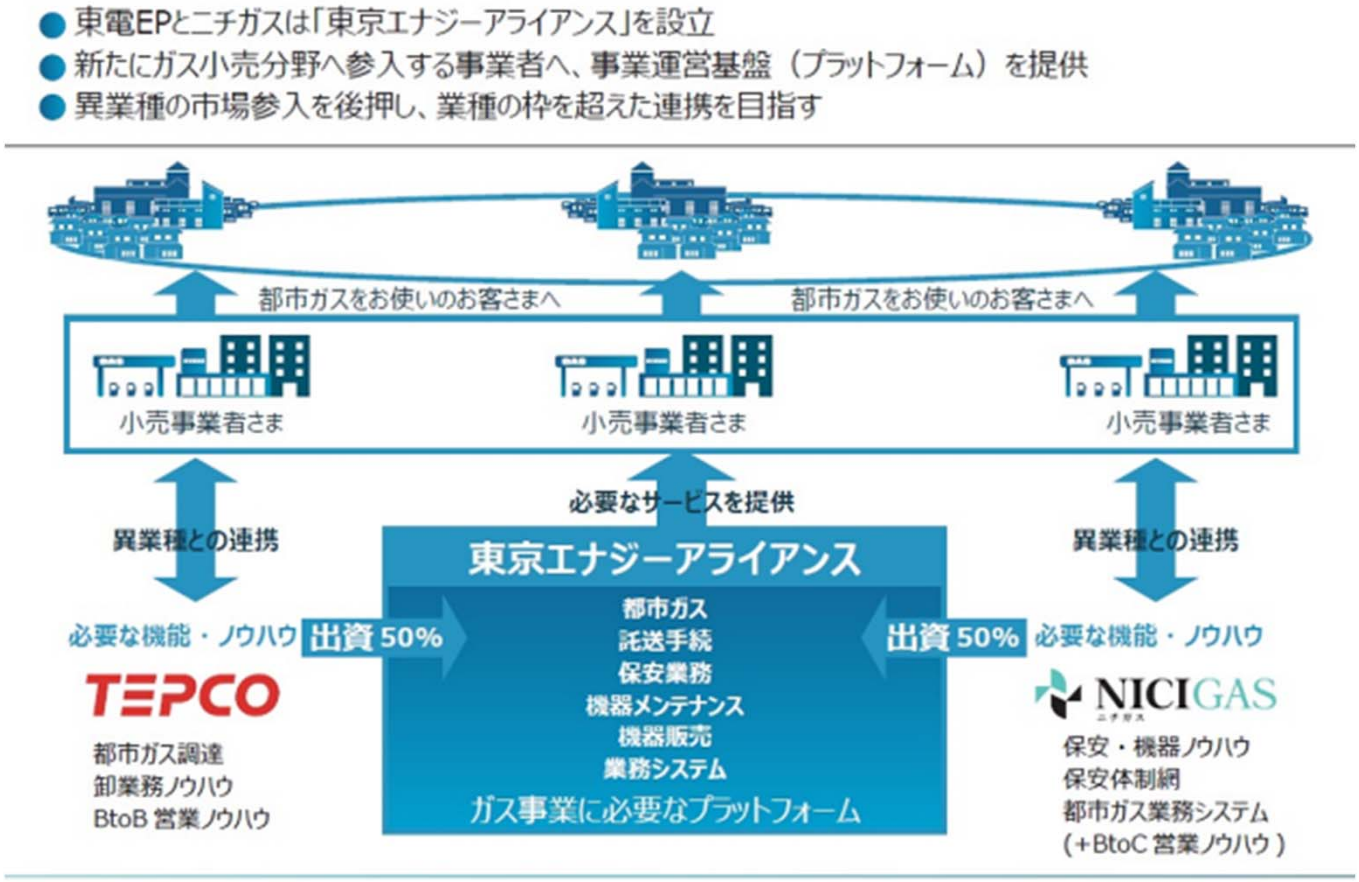

（出典）事業者へのヒアリングより作成

（参考）新規参入の事例②：中部電力・大阪ガス首都圏進出

- 中部電力と大阪ガスは、首都圏において、電力・ガスおよび暮らしやビジネスに関わるサービスの販売事業を行う新会社『株式会社ＣＤエナジーダイレクト』を設立する合弁契約を締結。2018年6月より需要家への電力・ガス等の販売事業を開始。

【会社概要】

会社名	株式会社CDエナジーダイレクト
本社所在地	東京都中央区
設立日	2018年4月2日
資本金	資本金：17.5億円 ［中部電力：50%、大阪ガス：50%］
代表者	小津　慎治
事業内容	首都圏における電力・ガスおよび暮らしやビジネスに関わるサービスの販売事業

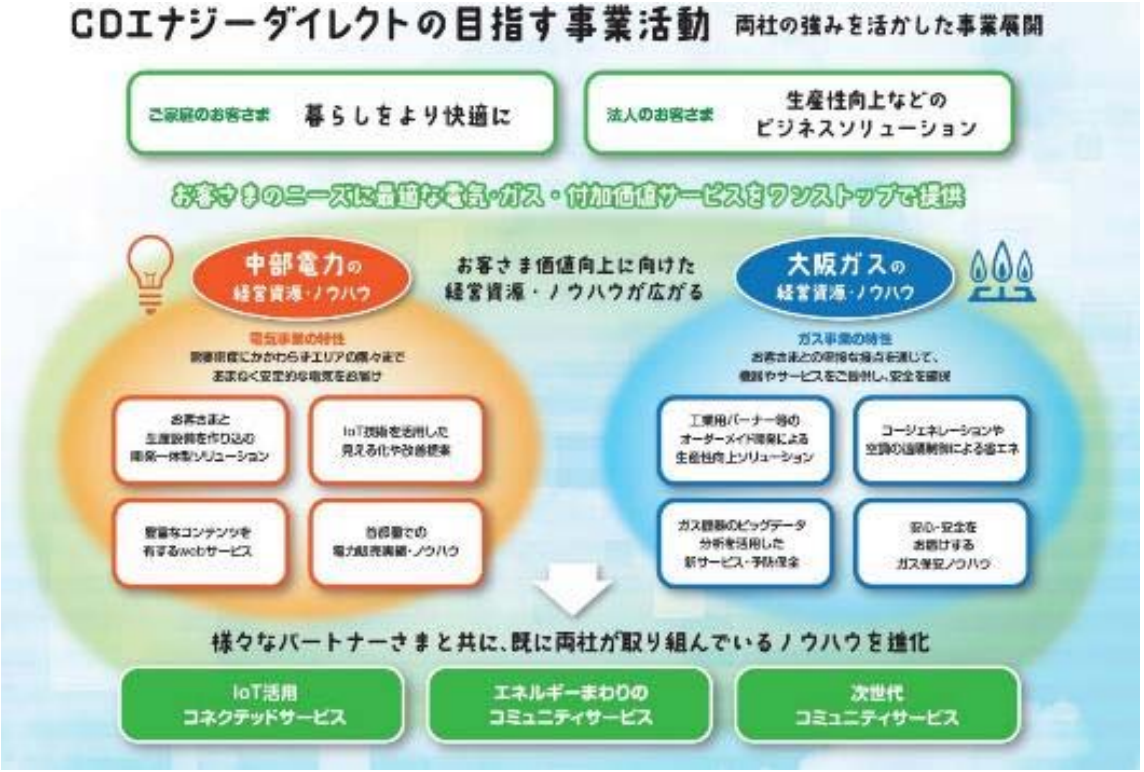

（出典）中部電力・大阪ガスプレスリリースより作成

競争の進展状況②　販売量における新規小売の動向

- 小売全面自由化以降、電気事業者、LPガス事業者、石油元売、鉄鋼等といった異業種の参入が進んでおり、これら**新規参入者のガス市場に占めるシェア**は、2017年4月の小売全面自由化当初の**8.2%から15.0%**（2020年6月時点）に拡大。
- 内訳としては、家庭用が+11.3%（0.0%→11.3%）、商業用が+5.5%（0.4%→5.9%）、工業用が+5.8%（12.6%→18.4%）の伸びとなっており、**いずれの用途においても都市ガス間競争が進展。**

販売量に占める新規小売の割合

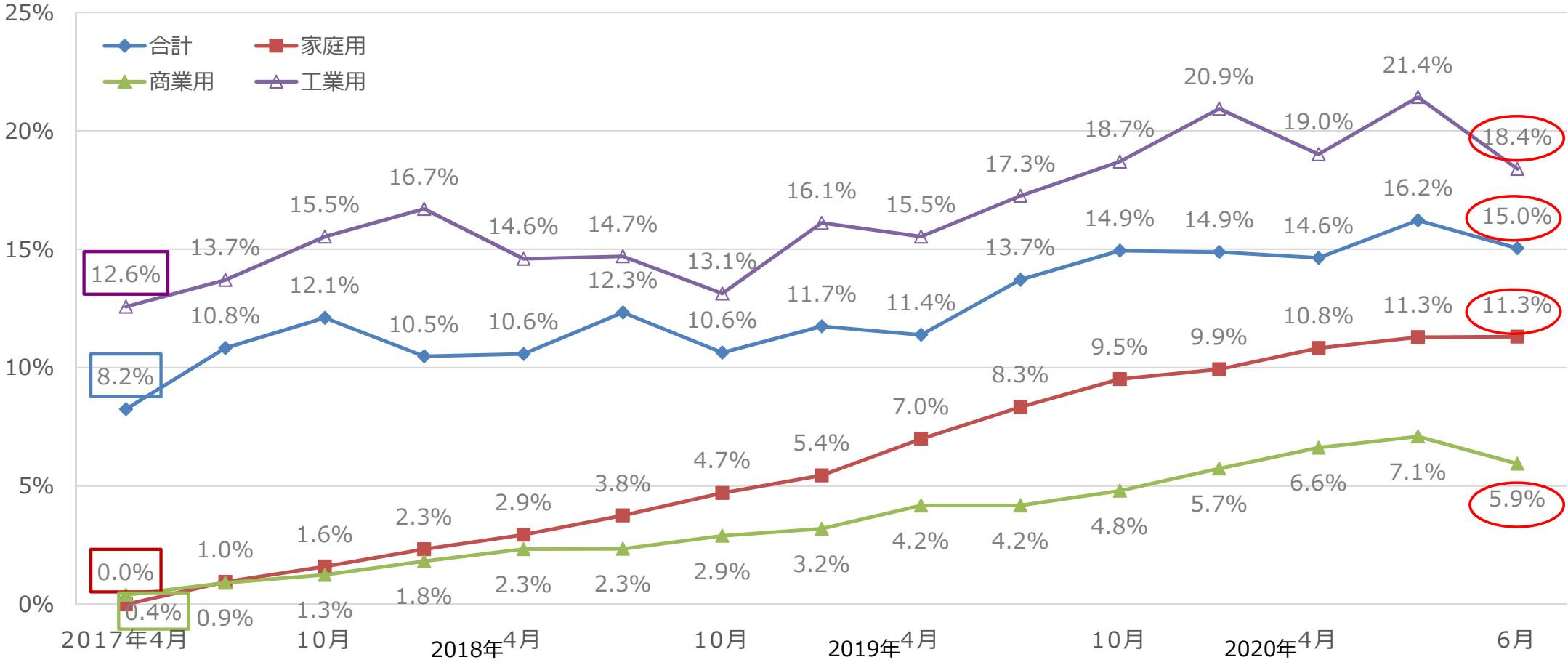

（出典）「ガス取引報2017年4月～2020年6月」（電力・ガス取引監視等委員会）より作成　※　新規小売には越境参入したみなし小売を含む。

競争の進展状況③　家庭用の販売量における新規小売の割合（地域別）

- 家庭用の販売量における新規小売の割合（全国11.3%）を地域別にみると、近畿での伸びが顕著。

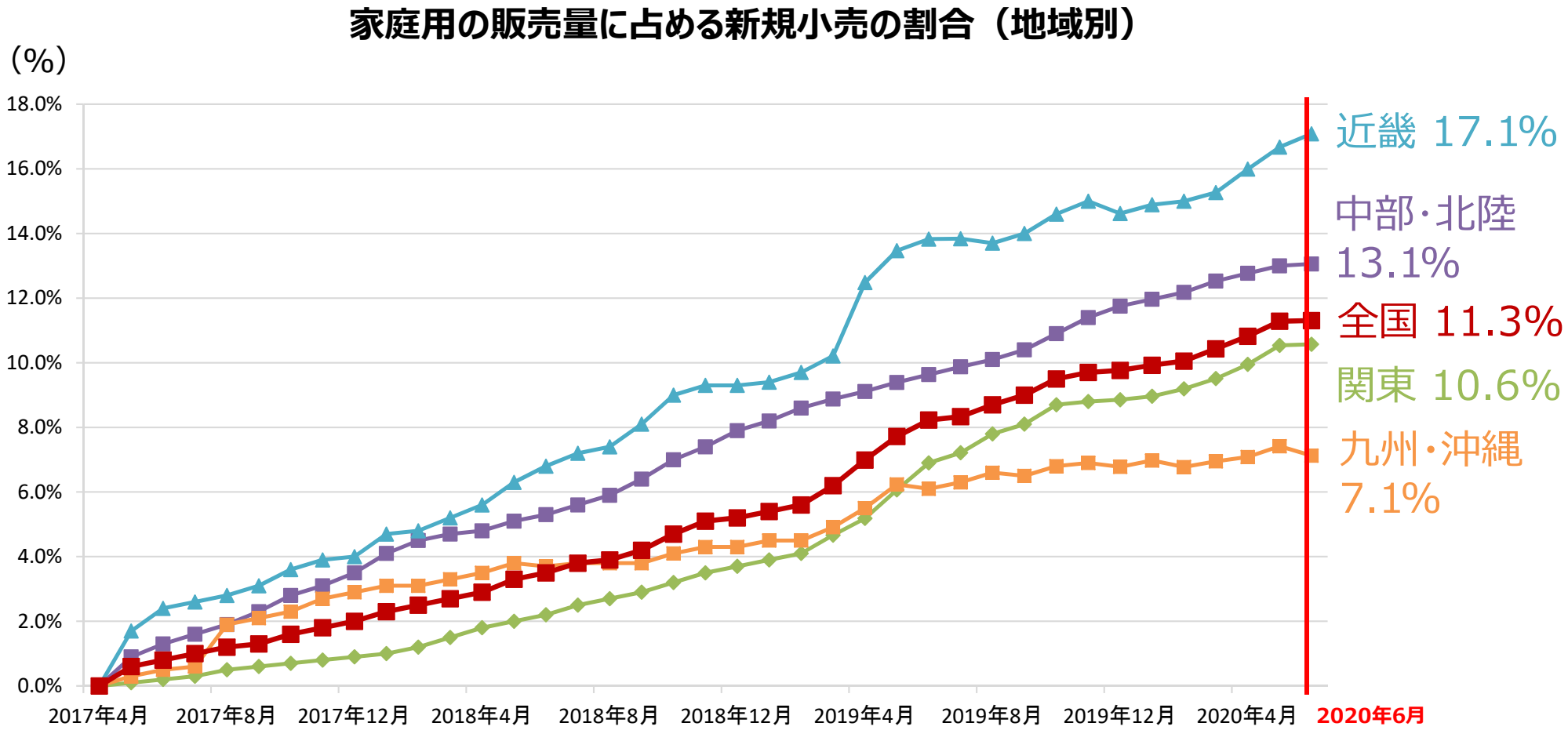

（出典）「ガス取引報（2017年4月～2020年6月）」（電力・ガス取引監視等委員会）より作成

（注）その他エリアの新規小売の割合は北海道は0.0%、東北は0.4%、中国・四国は0.0%となっている。

託送制度の運用状況

2020年7月28日
第27回基本政策小委員会一部加工

- 小売全面自由化後、家庭用の契約で、他社へ契約変更するケースが増えており、その割合は2020年6月末時点で、家庭用契約数全体のおよそ14.7%（注）となっている（総数は約373万件）。
- 新規ガス小売事業者等の顧客に対しても大きなトラブルはなく、託送供給されている。

＜全国のスイッチング率の推移（累積）＞

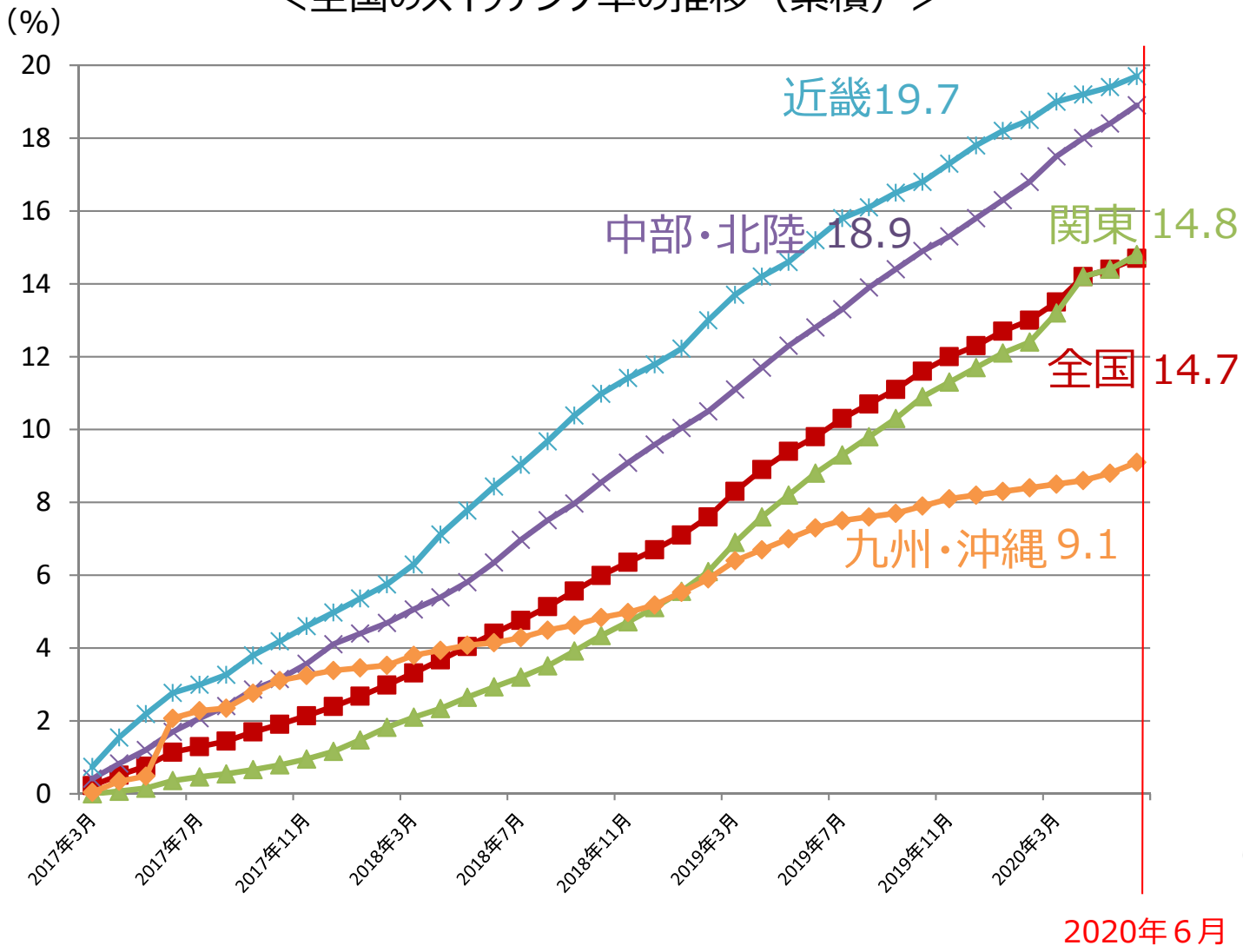

地域	累積申込件数【件】（スイッチング率【%】）（2020年6月末時点）
北海道	－
東北	－
関東	1,920,960（14.8）
中部・北陸	454,334（18.9）
近畿	1,223,773（19.7）
中国・四国	－
九州・沖縄	131,232（9.1）
全国	3,730,299（14.7）

（注） 2017年3月の一般家庭等の契約件数（選択約款含む約2,538万件）を用いて試算。選択約款の契約件数を母数から除いた場合、全国でのスイッチング率は、19.0%。

利用メニューの多様化に向けた事業者の新たな取組

2020年10月20日
第14回ガス事業制度検討WG

- 小売全面自由化を契機に、新規参入者の有無に関わらず、従来からの他のエネルギーとの競合等を踏まえ、新たな料金メニュー・サービスメニューの提供や、既存料金メニューの引き下げなどが、**事業者の創意工夫により料金・サービスの多様化**が進んでいる。
- 小売全面自由化以降、新規参入及び新たな料金メニュー・サービスメニューを打ち出した事業者は合計125者。（当該事業者のエリアの需要家件数は、全体の約95%（注１）を占めている。）

新たな料金メニュー・サービスメニューを打ち出した地域毎の事業者数（注２）

全国 125者（注3）

需要家件数全体の約95%

$$= \frac{\text{当該125者の家庭用調定件数　約2505万件}}{\text{ガス小売事業者（旧簡易ガス事業を除く）の家庭用調定件数　約2625万件}}$$

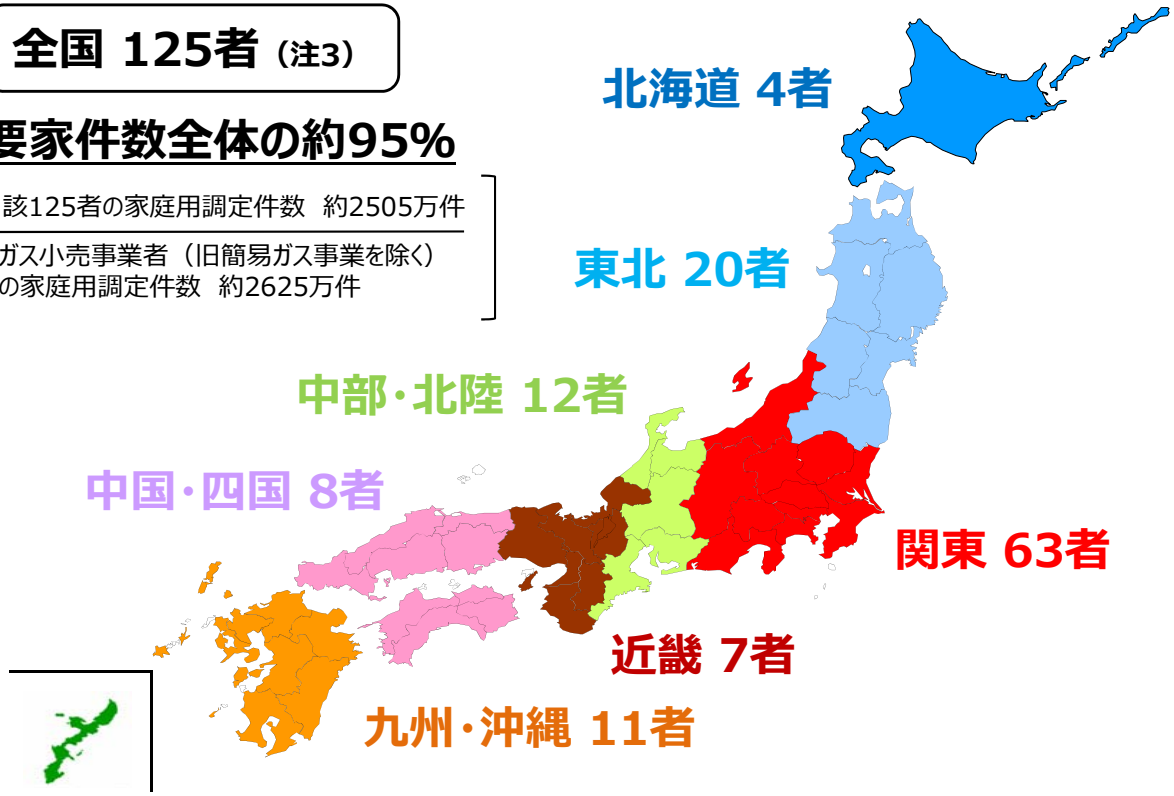

新たな料金メニュー・サービスメニュー提供数ごとの事業者数

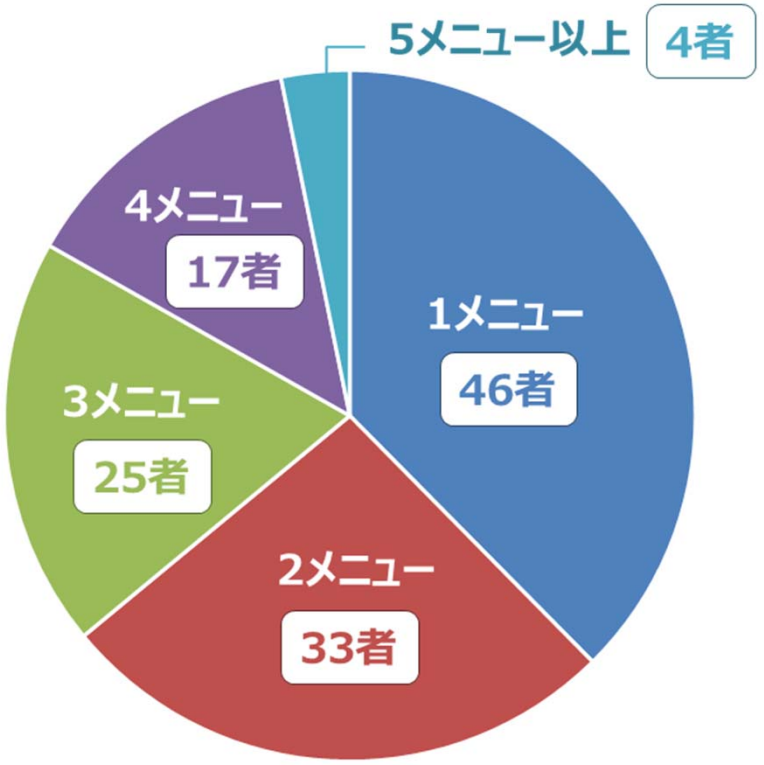

（出典）各社プレスリリース・HP等より作成

（注１）ガス小売事業者（旧簡易ガス事業を除く）の家庭用調定件数より算定（2020年7月）。
（注２）調査対象：旧一般ガス事業者のうちガス小売事業を営む者（旧簡易ガス事業を除く）（195者）並びに自由化を契機に新たに一般家庭へ供給している35者（P11参照）のうち旧一般ガス事業者（5者）及び旧一般ガス事業者から事業譲渡等がされた者（２者）を除いた28者の計223者。
（注３）うち、旧一般ガス事業者が103者、それ以外が22者。

事業者が提供する新たな料金メニュー・サービスメニューの類型

2020年10月20日
第14回ガス事業制度検討WG

- 事業者が提供する新たな料金メニューやサービスメニューには次の類型が見られる。

新たな料金メニュー　145メニュー

一般家庭の需要家等に新たに提供される料金メニュー

セット割引　48メニュー

都市ガスを電気、通信サービスなど他のサービスとセットで割引価格により提供

ポイントサービス　23サービス

都市ガスの支払料金に応じてポイントが貯まり、貯まったポイントは商品や電子マネー等へ交換可能

見える化サービス　8サービス

ポータルサイトで都市ガス及び電気の使用量や料金の確認を需要家が自ら行うことが可能

暮らしサービス　37サービス

駆け付けサービス

水回りや鍵、窓ガラスのトラブルなど、緊急時に対応

見守りサービス

都市ガスの使用状況を離れた家族へメールで通知、異変を感知した際には関係機関へ連絡

家事支援サービス

料理・掃除等の家事代行や水廻り・エアコン等のハウスクリーニングなど、住まいに関する支援を実施

電力買取サービス　5サービス

エネファームや太陽光発電で発電した電力のうち、家庭で使われず余剰となった電力を買い取り

※1社が複数のメニュー・サービスを提供する場合、それぞれをカウント。

家庭用ガス料金の平均単価の推移

- 毎月の家庭用ガス料金収入を販売量で除するという機械的な計算を行った場合、大手三社のどのエリアにおいても、規制料金の平均単価（円/㎥）と比較して、新規参入者の料金の平均単価（円/㎥）の方が安価に推移していることがわかる。

東京ガス管内における販売単価の推移（円/㎥）

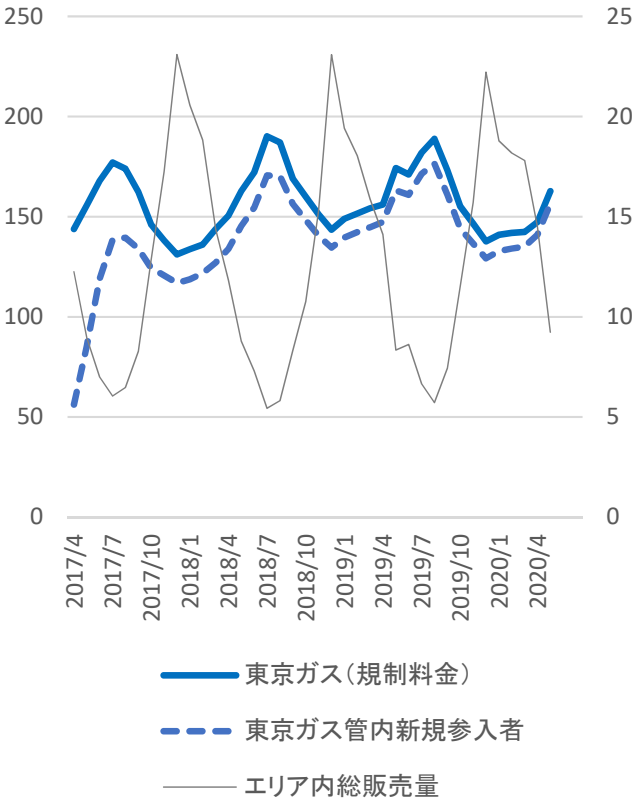

東邦ガス管内における販売単価の推移（円/㎥）

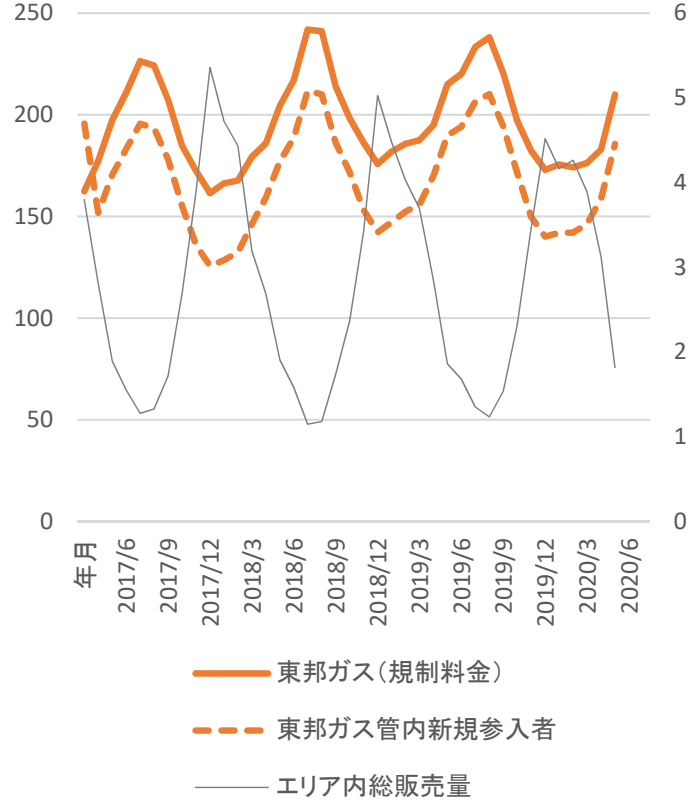

大阪ガス管内における販売単価の推移（円/㎥）

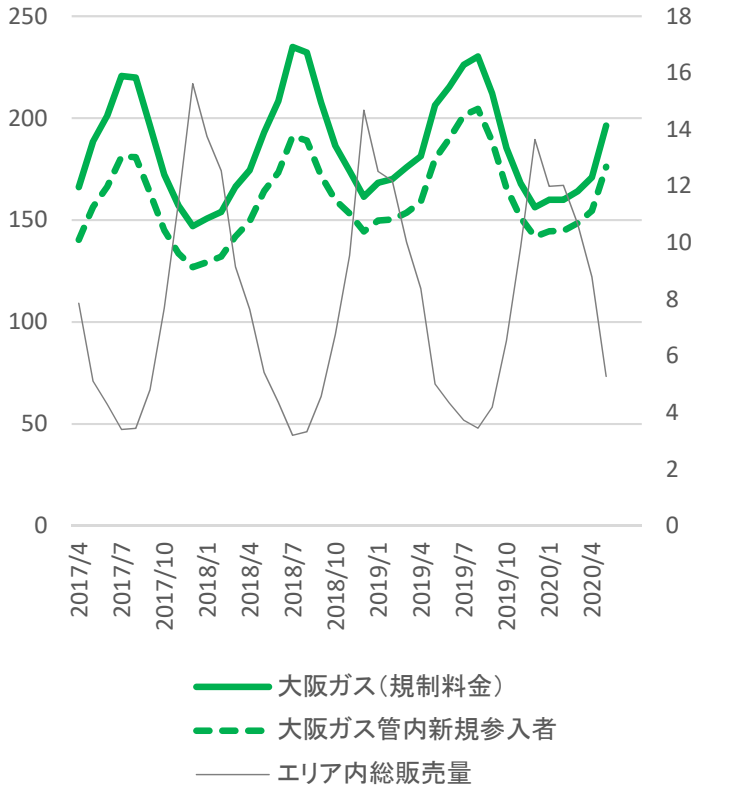

（出典）「ガス取引報2017年4月～2020年3月」（電力・ガス取引監視等委員会）より作成

家庭用ガスの小売自由化に関する認知状況

- 2019年12月に全国の20歳以上の方々(注)に、インターネットを通じて実施した家庭用ガスの**小売自由化に関する認知度調査**では、自宅のガス料金の状況（使っていないことを含む）を知っている需要家の約**7割が自由化について何らかの認識を有している**。

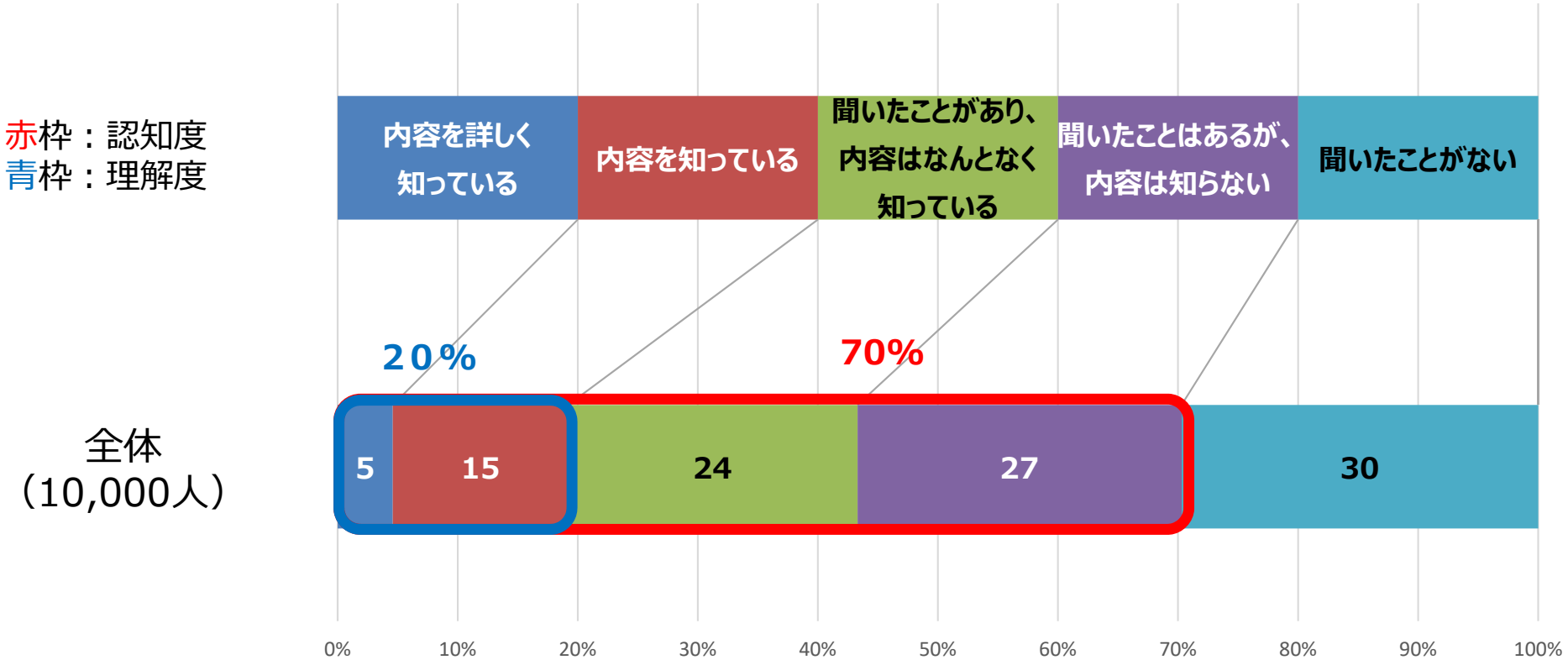

（注）都市ガスを利用してないと回答した者も含まれている（約4,700人）。
（出典）電力・ガス取引等監視委員会「令和元年度エネルギー需給構造高度化対策に関する調査等委託事業」調査報告書より作成

３．ガスシステム改革に関する
これまでの委員会の主な取組

ガス市場について委員会が注力してきたこと（これまでの取組のポイント）

- 委員会は、ガス市場の特徴を踏まえ、競争の活性化に向け、特にガス供給源の拡大や小売事業者がガス供給源にアクセスしやすい環境作りなどに取り組んできた。

ガス市場の特徴

1）都市部を中心に導管網が整備されているが、**各エリア間がつながっていない**

※実質上、関東エリア、関西エリア、中部エリアと、その他多くの各地方のエリアに分かれている。

2）各エリアにおける**LNG基地(ガス製造設備)の数が少なく、それを所有している事業者の数が少ない**

→ 各エリアとも、**製造部門の競争が限定的**

→ 小売に参入する場合も、**ガスの供給源が限られる**（電気のような卸取引所はない）

3）他方で、**他のエネルギーとの競争がある**（オール電化、LPGなど）

委員会が注力してきたこと（競争活性化に向けた取組）

- **新規参入者がガス製造設備を増やそうとする取組を円滑化**
  - ・新規参入者の接続に関するガス導管事業者の適正でない対応に対する指導
  - ・逆流連結託送の実現
- **小売事業者のガス供給源へのアクセスの円滑化**
  - ・LNGの第三者利用制度の改善
  - ・卸供給の取引条件等について競争阻害的なものにならないよう、卸元に適切な対応を要請
- **新規参入した小売事業者の事業活動の円滑化**
  - ・スイッチングの際にガス導管事業者が小売事業者に求める手続について、各地域の様式等を標準化
  - ・適正な託送料金の確保（審査＋事後評価）：現在参入がない地域も今後のために適正な託送料金を確保

ガス分野における委員会のこれまでの取組（小売・卸売関係の全体像）

- 委員会は、ガスの小売全面自由化に関連して、以下のような取組を行ってきた。

【需要家に対する情報提供・相談対応】

- 電力・ガス自由化セミナーにおける普及啓発
- 需要家からの相談窓口の設置・相談事例やアドバイスの公表

【適正な取引を確保するため対応（需要家保護・競争促進等）】

- 小売事業者が遵守すべきルールの明確化（小売営業ガイドライン）
- 問題のある事業者に対する指導（勧告等）

【ガス小売料金に係る対応】

- 規制料金の事後評価
- 規制解除後の料金の特別な事後監視

【ガスの卸取引の活性化】

- ＬＮＧ基地の第三者利用制度の改善（ガイドラインの改正の建議等）
- 卸供給の取引条件等について競争阻害的なものにならないよう、卸元に適切な対応を要請

小売全面自由化に関する情報提供

- 消費者に対して電力・ガス小売全面自由化に関する正確な情報を分かりやすく発信するための周知イベント「電力・ガス自由化セミナー」を全国の商店街やショッピングモール等、合計30か所で開催した。

会場名
中延商店街 ふれあい広場
伏見大手筋商店街 京都銀行前
二子玉川ライズ （ガレリア）
大街道商店街 「てくるん」前
文化センター東側広場
青森市新町商店街 シンマチキューブ店頭
着町商店街 北日本銀行着町支店前スペース
イオンモール堺北花田
福島駅東口駅前広場
イオンモール福岡
鳥取駅前商店街 バード・ハット
ベルナード観光通り ハマクロス411前
仲小路商店街 大屋根下
イオンモール高松
イオンモール名古屋茶屋
甲府銀座通り商店街 ホテルドーミーイン甲府前
古町通６番町商店街 山長ハム前

イオンモール草津
宮交シティ アポロの泉
片町きらら広場
呉服元町 ６５６広場
静岡呉服町名店街 葵スクエア
イオンモール太田
イオンモール利府
ポッポ街商店街 喫茶TOMMY隣特設会場
七日町商店街 ほっとなる広場
サッポロファクトリーイベントスペース アトリウム
イオンモール和歌山
溝の口ボレボレ通り中央広場
イオンモール広島府中

電力・ガス自由化キャラバンの様子

需要家からの相談窓口の設置

- 電力・ガス取引監視等委員会では相談窓口を設け、需要家からの相談に対応している。

電力自由化に関する電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口への相談件数の推移

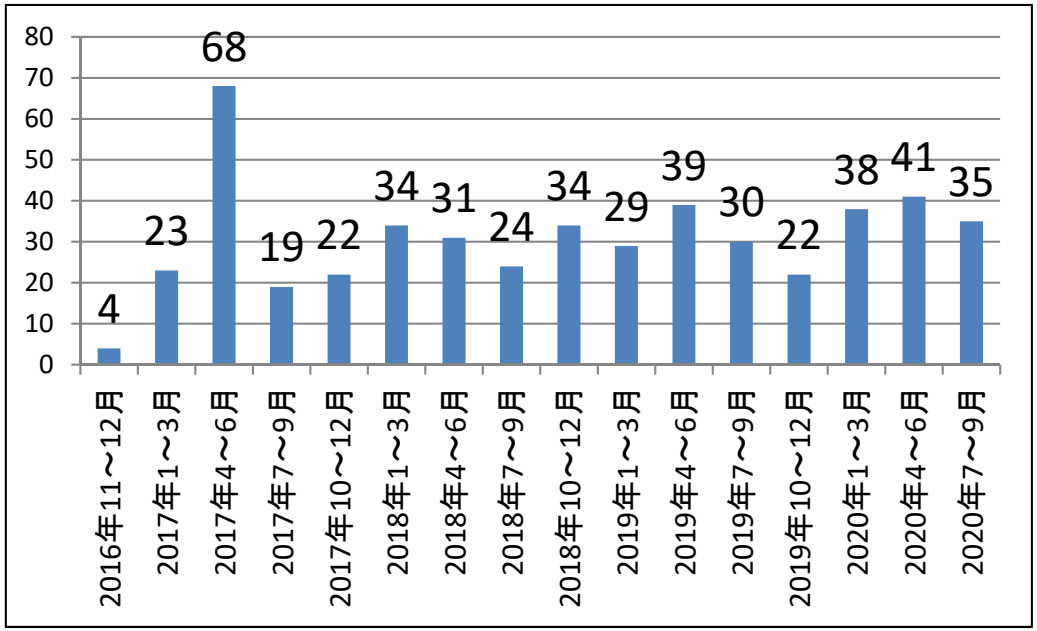

窓口に寄せられた相談事例

- 「ガス代が安くなる。検針票を見せてください。」と訪問勧誘があり、個人情報や供給地点特定番号を教えた。

➢ 氏名（契約名義）、住所だけでなく顧客番号 、供給地点特定番号 など検針票の記載情報は重要な個人情報です。これらの情報によって電力会社・ガス会社は契約を行っていますので、電話勧誘や訪問販売で情報を聞かれてもすぐ教えてしまわないように気を付けてください。

- ガス料金の請求が予告なしで引き落とされていて、契約しているガス会社に連絡しても電話がつながらない。やっとつながったら「これまで１か月遅れで請求していたが、今月から当月分の引き落としができるようにしました。」と事後的に説明されたが信用できない。

➢ 契約内容にもよりますが、電気・ガス料金が同月のうちに複数回引き落とされることは通常はありません。もし、複数回引き落とされた場合には契約先の事業者へ確認しましょう。確認が取れない場合や適切な説明がなかった場合には相談窓口に情報をお寄せ下さい。

消費者からの相談件数

- 委員会の消費者相談窓口に寄せられる**ガス小売に関する相談件数**は、**電力の小売に関する相談件数の１割程度**となっている。

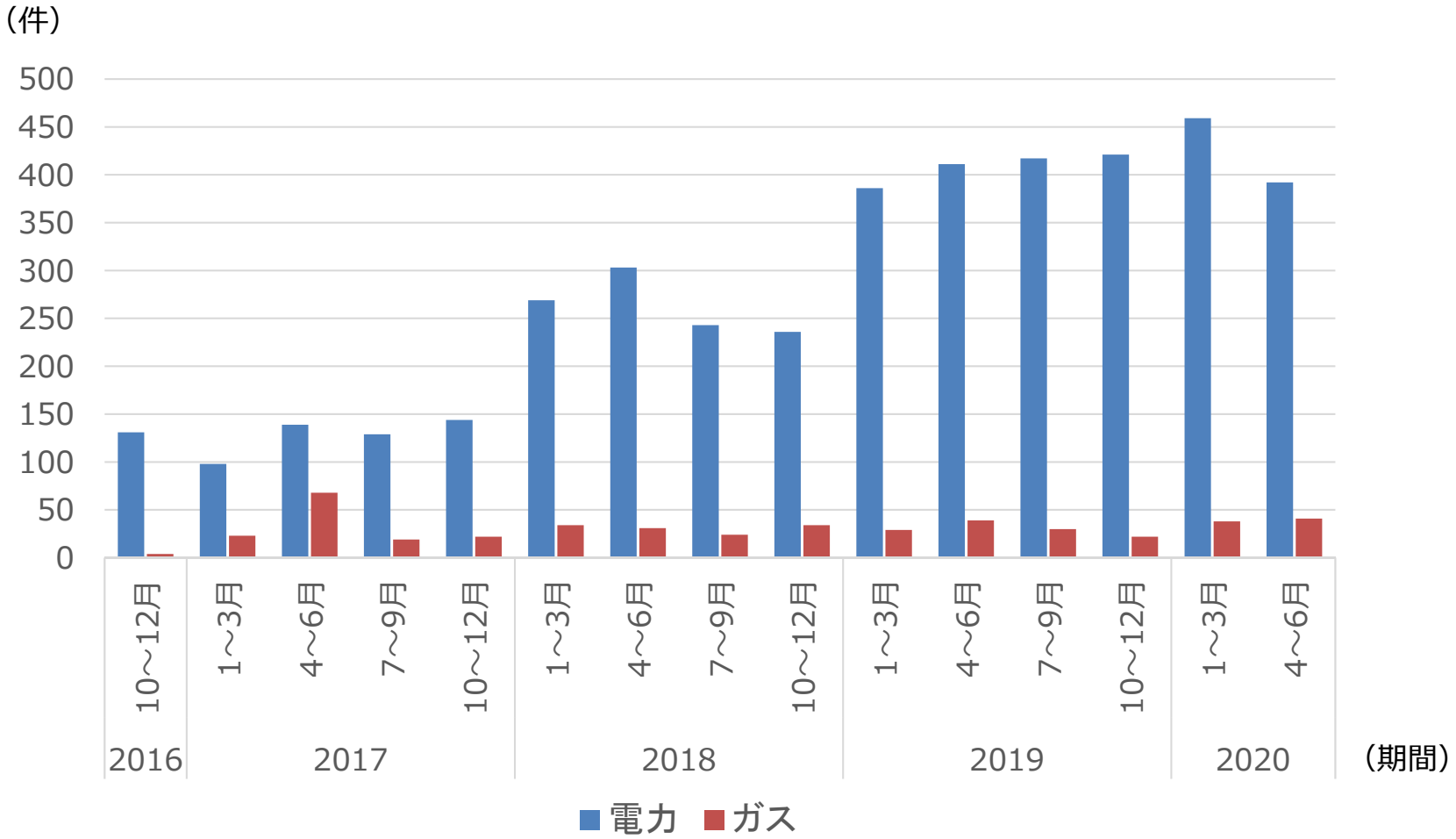

相談事例やアドバイスの公表

- 国民生活センターと消費庁と電力・ガス取引監視等委員会が共同で、消費者から寄せられている相談事例と消費者へのアドバイスを公表。

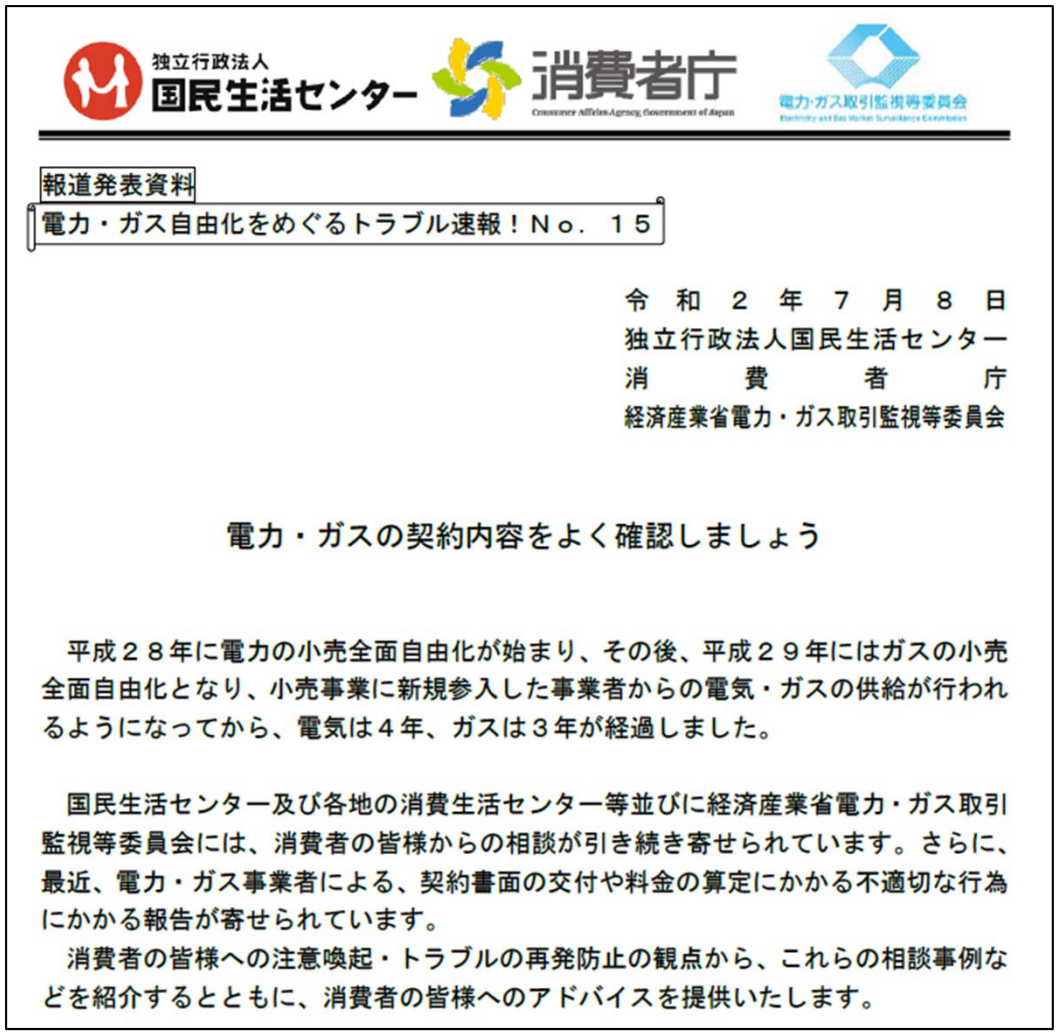

独立行政法人 国民生活センター　消費者庁 Consumer Affairs Agency, Government of Japan　電力・ガス取引監視等委員会 Electricity and Gas Market Surveillance Commission

報道発表資料

電力・ガス自由化をめぐるトラブル速報！Ｎｏ．１５

令　和　２　年　７　月　８　日
独立行政法人国民生活センター
消　　費　　者　　庁
経済産業省電力・ガス取引監視等委員会

電力・ガスの契約内容をよく確認しましょう

平成２８年に電力の小売全面自由化が始まり、その後、平成２９年にはガスの小売全面自由化となり、小売事業に新規参入した事業者からの電気・ガスの供給が行われるようになってから、電気は４年、ガスは３年が経過しました。

国民生活センター及び各地の消費生活センター等並びに経済産業省電力・ガス取引監視等委員会には、消費者の皆様からの相談が引き続き寄せられています。さらに、最近、電力・ガス事業者による、契約書面の交付や料金の算定にかかる不適切な行為にかかる報告が寄せられています。

消費者の皆様への注意喚起・トラブルの再発防止の観点から、これらの相談事例などを紹介するとともに、消費者の皆様へのアドバイスを提供いたします。

（出典） 電力･ガス自由化をめぐるトラブル速報！Ｎｏ．１５ （2020年7月8日）より作成

「ガスの小売営業に関する指針」の建議

- 委員会は、2016年12月、ガス小売全面自由化を契機に多様な事業者が参入することを踏まえ、需要家保護のため、需要家への適切な情報提供や営業方法等について、ガス事業法及び関係法令の観点から行動規範となる「ガスの小売営業に関する指針」を制定するよう、建議を行った。（その後、2017年1月に制定された。）

【ガスの小売営業に関する指針（目次）】

1．需要家への適切な情報提供
（１）一般的な情報提供
（２）契約に先だって行う説明や書面交付

2．営業・契約形態の適正化
（１）ガス事業法上許容されない営業・契約形態
（２）ガス小売事業者の媒介・取次ぎ・代理
（３）ガス小売事業者のワンタッチ供給
（４）ガス小売事業者による業務委託

3．契約内容の適正化
（１）不明確なガス料金の算出方法
（２）小売供給契約の解除
（３）競合相手を市場から退出させる目的での不当に安い価格での小売供給

4．苦情・問合せへの対応の適正化
（１）苦情・問合せへの対応
（２）災害等によりガスの供給に生じた支障に関する問合せ対応

5．契約の解除手続等の適正化
（１）需要家からの契約解除時の手続
（２）ガス小売事業者からの小売供給契約解除時の手続
（３）ガス小売事業者による小売供給契約解除を伴わない供給停止時の手続
（４）ガス導管事業者による託送供給契約解除時の手続

【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】

（参考）「ガスの小売営業に関する指針」抜粋

１．需要家への適切な情報提供（２）契約に先だって行う説明や書面交付①

項目	規定の概要
ア．問題となる行為 ｉ）供給条件の説明義務、書面交付義務の不遵守	改正ガス事業法下における供給条件の説明義務・書面交付義務を遵守しないことが「問題となる行為」となる旨規定する。
ii）セット販売時の必要な説明・書面記載の欠如	ガスと他の商品のセット販売を行う場合の料金、割引条件等の説明の在り方について規定する。
イ．望ましい行為 ｉ）スイッチングの際の旧小売供給契約に関する解除及び違約金等の説明	需要家がスイッチングをする際、切替え先のガス小売事業者が、旧小売供給契約の解除が必要となること及び旧小売供給契約上の解除条件によっては、需要家が解除することにより**違約金の発生等、需要家の負担が生じる可能性があることを説明すること**を、「望ましい行為」として位置付ける。 　また、**他のエネルギーから都市ガスへエネルギー源を切替える場合**などには、既存設備の撤去等が必要になる可能性があるところ、こうした切替手続が円滑に進むことを確保する観点から、切替え先のガス小売事業者が需要家に対して、**上記同様の説明に加え、旧契約上の解除の条件によっては、一定期間前に旧事業者に対して解除通知する必要が生じる可能性がある旨説明すること**を、「望ましい行為」として位置付ける。

（参考）「ガスの小売営業に関する指針」抜粋

１．需要家への適切な情報提供（２）契約に先だって行う説明や書面交付②

項目	規定の概要
ii）需要家代理モデルにおける説明等	ガス事業法上許容されている需要家代理モデルについて、**需要家の代理人となる事業者が、供給条件の説明等を適切に行うべきこと**を「望ましい行為」と位置づける。
iii）セット販売における解除の条件の説明等	・セット販売において、複数契約の契約更新時期が重なり合わない事例において、**複数契約を同時に解除する場合には常に違約金等が発生することを適切に説明すること**を「望ましい行為」と位置づける。 ・セット販売を新規に行う場合、各契約の契約期間を同じに設定することや、各契約のうち最も長期の契約期間の満了時にはセット販売に係る複数の契約を違約金等の負担なく同時に解除できるようにすることを「望ましい行為」と位置づける。
iv）需要家が無契約状態となる場合に関する手続等の説明	・ガス小売事業者等が、小売供給契約を締結する際及び需要家から小売供給契約についてクーリング・オフの通知を受けた際、「需要家がクーリングオフをした場合やガス小売事業者から契約を解除された場合などには需要家が無契約状態となり、ガスの供給が停止されるおそれがあること、そのため、他のガス小売事業者と契約するか、最終保障供給を申し込む必要があること」を需要家に対して説明することを「望ましい行為」と位置づける。 ・クーリング・オフやガス小売事業者からの契約解除などにより無契約状態となった需要家から申込みを受けたガス小売事業者等が、無契約状態でのガスの使用（※）を解消するため、需要家に対し、「無契約状態を解消するためには、クーリング・オフ行使日等、無契約状態でのガスの使用を開始した日から小売供給契約締結日までの期間について、自己との小売供給契約の効力を遡らせるか、最終保障供給による供給を受けたとするかのどちらかを選択する必要がある」旨説明することを「望ましい行為」と位置づける。なお、ガス小売事業者が、需要家の虚偽申告を助長するような行為を行うことは「問題となる行為」と位置付ける。 ※クーリング・オフ後のガスの使用のほか、小売供給契約が解除されたものの、（通常であればガス小売事業者により供給停止（閉栓）がされるはずのところ事実上それがされなかったために）需要家が他のガス小売事業者と小売供給契約を締結する等せずにガスの供給を受けている場合などが想定される。

（参考）「ガスの小売営業に関する指針」抜粋

５．契約の解除手続の適正化（１）需要家からの契約解除時の手続

項目	規定の概要
ｉ）本人確認を行わないこと	ガス小売事業者が契約解除の申込を受けた際には、これが**小売供給契約の相手方からの申込であることを適切な方法により本人確認すべき**であり、これを怠った結果、需要家本人の意に沿わない解除手続を行うことを、「問題となる行為」と位置づける。
ⅱ）解除に速やかに対応しないこと	需要家の意に反した過度な「引き留め営業」が行われないよう、契約解除の申込を受けたガス小売事業者が解除に正当な理由なく速やかに応じないことを「問題となる行為」と位置づける。 （※）需要家からのクーリング・オフについての適切な対応 （訪問販売又は電話勧誘販売の方法で締結された自由料金によるガスの小売供給契約がクーリング・オフの対象とされた場合を想定） クーリング・オフにより需要家に対するガスの供給に支障が生じることがあってはならないとの観点から、ガス小売事業者は、クーリング・オフがあったとしても直ちに供給停止（閉栓）をせず、一般ガス導管事業者に対して通知した上で解除をすることが望ましく、このような対応を不当に実施しない場合には、「問題となる行為」と位置づける。 また、一般ガス導管事業者は、需要家が無契約であることを理由に供給停止をする際には、５日程度前の供給停止予告通知や、供給停止の予告通知の際に、最終保障供給を申し込む方法があることの説明を行うことが望ましく、このような対応を不当に実施しない場合には、「問題となる行為」と位置づける。

問題のあるガス小売事業者に対する指導

- これまでに、委員会では、ガス小売事業者に対し不適正な行為に係る業務改善勧告を4件、その他、必要に応じて文書指導・口頭指導を実施している。

業務改善勧告の実績

日付	対象事業者	概要
2020年 9月9日	東京電力エナジーパートナー(株)	電気及びガスの小売供給契約の締結を電話で勧誘する際、継続的に、不十分な説明や虚偽の説明を行い、法に規定する説明義務を果たさなかった。
2019年 8月21日	関西電力(株)	電気及びガスの小売供給契約締結の際、多数かつ継続的に、法に規定する契約締結前交付書面及び契約締結後交付書面の需要家への交付を行わなかった。
2018年 10月11日	東京電力エナジーパートナー(株)	電気及びガスの小売供給契約締結の際、多数かつ継続的に、法に規定する契約締結後交付書面の需要家への交付を行わなかった。
2018年 3月2日	東京電力エナジーパートナー(株)	電気及びガスの訪問営業及び電話営業において、多数かつ継続的に、法に規定する契約締結前交付書面の需要家への交付を行わなかった。

競争が不十分な地域における小売料金規制の継続等

- 平成２９年４月以降、小売料金の規制は原則撤廃されたが、供給区域又は供給地点のうち、競争が不十分な地域については、規制なき独占が生じ需要家が利益を害されることを防止する観点から、経過措置として規制料金が存続されている。
- これらの規制料金については、委員会が、毎年、事後評価を実施し、その適正性を確認。
- また、規制料金が撤廃されたエリアのうち、ガスの供給シェアが50%を超えているエリアについては、「特別な事後監視」として、規制料金撤廃後３年間は、委員会がその料金の動きを確認することとしている。

【経過措置指定対象の事業者と供給区域等又は供給地点（令和２年９月末時点）】

旧一般ガスみなしガス小売事業者	９事業者	９区域等
旧簡易ガスみなしガス小売事業者	２９１事業者	１,１０９地点

【特別な事後監視対象の事業者と供給区域又は供給地点（令和２年９月末時点）】

旧一般ガス事業者	０事業者	０区域
旧簡易ガス事業者	１５７事業者	３６１地点

（参考）経過措置料金規制の残る事業者に対する事後評価

- 原価算定期間終了後に料金改定を行っていない旧一般ガスみなしガス小売事業者については、＜ステップ１＞規制部門のガス事業利益率による基準、＜ステップ２＞規制部門の超過利潤累積額による基準又は自由化部門の収支による基準で得られた情報を基に、第３弾改正法附則第２２条第４項に基づく料金変更認可申請命令の発動の要否の検討を行う（注）。

（注）「原価算定期間終了後、評価開始日までに料金改定を実施」または「既に料金改定を発表している」場合は事後評価の対象外

＜ステップ１＞規制部門のガス事業利益率による基準
→規制部門のガス事業利益率（ガス事業利益／ガス事業収益）の直近3カ年度平均値が、旧一般ガスみなしガス小売事業者9社の過去10カ年度平均値を上回っているかどうかを確認。

①該当会社の規制部門におけるガス事業利益率（直近３カ年度平均）
②旧一般ガスみなしガス小売事業者９社の規制部門におけるガス事業利益率（過去１０カ年度平均）
➢ **①＞②の場合→ステップ2へ**

＜ステップ２＞規制部門の超過利潤累積額による基準又は自由化部門の収支による基準
→前回料金改定以降の超過利潤（≒当期純利益－事業報酬）の累積額が一定水準額（本支管投資額（過去5年平均）又は事業報酬額のいずれかの額）を超えているかどうか、又は自由化部門の収支が直近２年度間連続で赤字であるかどうかを確認。

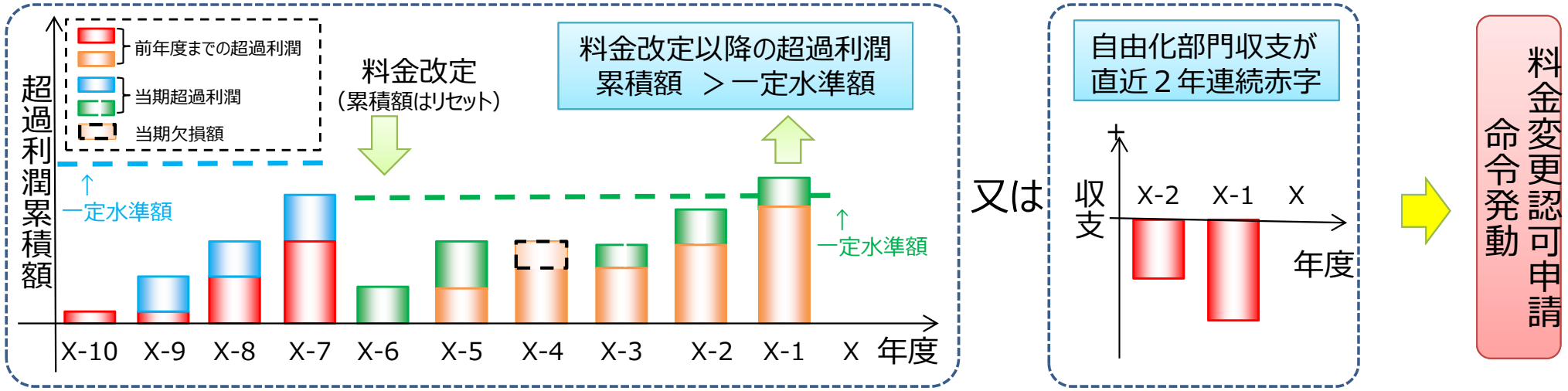

経過措置対象でない区域等のうち都市ガス・簡易ガスの利用率が50%超の区域等に対する特別な事後監視

- ガスシステム改革小委員会において、経過措置料金規制が課されない、又は経過措置料金規制が解除されたガス小売事業者のうち、都市ガス及び簡易ガスの利用率が50%を超える供給区域または供給地点については、ガス小売料金の合理的でない値上げが行われないよう、その後３年間は料金水準を監視することとされた。
- これを踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会では、ガス小売事業者からの報告を元に「合理的でない値上げ」が行われていないかを確認。
- これまで、２者の値上げについて、「合理的でない値上げ」であったと認められたことから、適正な料金とするよう指導。料金は適正化された。

	2017年度				2018年度				2019年度			
	第１Ｑ	第２Ｑ	第３Ｑ	第４Ｑ	第１Ｑ	第２Ｑ	第３Ｑ	第４Ｑ	第１Ｑ	第２Ｑ	第３Ｑ	第４Ｑ
対象事業者	339	339	329	365	383	384	399	403	403	395	396	401
対象供給区域等	946	946	946	1,079	1,118	1,121	1,195	1,212	1,212	1,224	1,233	1,283
値上げ事業者	1	2	1	0	1	1	0	1	2	0	2	1
値上げ供給区域等	1	2	1	0	1	1	0	2	2	0	2	1
値上げに対する指導	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0

LNG基地第三者利用制度の運用の改善（適取GL改定等）

2018年12月17日
第35回制度設計専門会合一部加工

- 委員会は、卸取引の活性化の観点から、LNG基地の第三者利用制度に関して、基地所有者の情報開示のあり方について検討し、不十分と考えられる事業者に是正を要求するとともに、適正取引ガイドラインを改定するよう建議した。その後、１件の利用実績があった。

	情報開示の項目	講じた措置
①	製造設備の余力	リスク容量の設定に疑義のある事業者に合理的な説明および是正を要求
		毎年度定量的な情報に基づき余力見通しを公表しない事業者に是正を要求
		余力見通し公表時に定量的な情報を開示することをガイドラインに望ましい行為として明記
②	基地利用料金	基地利用料金の概算額等を早期に通知することをガイドラインに望ましい行為として明記
		ルームシェア方式の貯蔵料金に適切な課金標準を用いることをガイドラインに望ましい行為として明記
		年度配船計画策定時の調整に伴い発生する貯蔵料金の変動を適用する方法についてガイドラインに望ましい行為/問題となる行為を明記
③	事前検討申込時に必要な情報	LNG船やLNG性状等申込時点で利用希望者が把握できない可能性がある情報については、原則任意での提供とするように製造事業者に約款の変更を要求

液化貯蔵設備の余力見通しの改善のポイント

改善前（例）

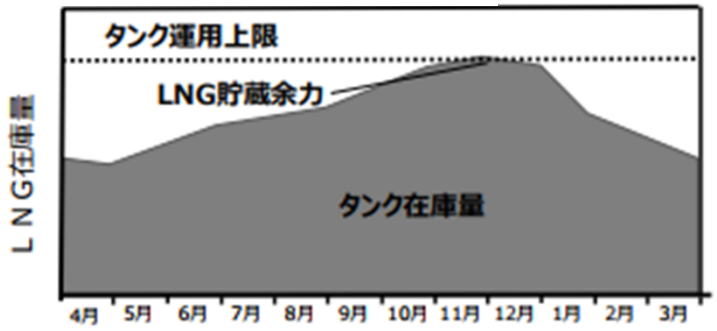

改善後（例）

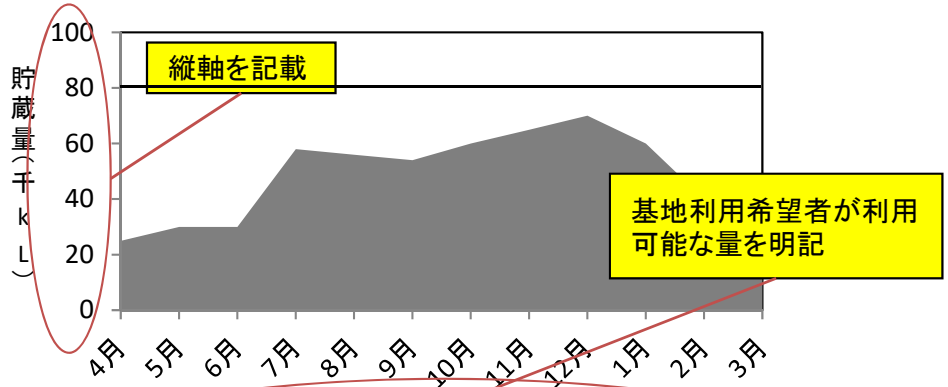

○○基地では、
ルームレント方式の場合、●千ｋL（容量ベース）
ルームシェア方式の場合、▲千ｋL（受入量ベース）
の受入となる見込みです。なお、上記は特定の条件での場合であり、それ以外の条件においても、ご利用が可能な場合がございます。
詳細についてはお問合せください。

（参考）LNG基地第三者利用制度について

（LNG基地を持たない者の参入を円滑化）

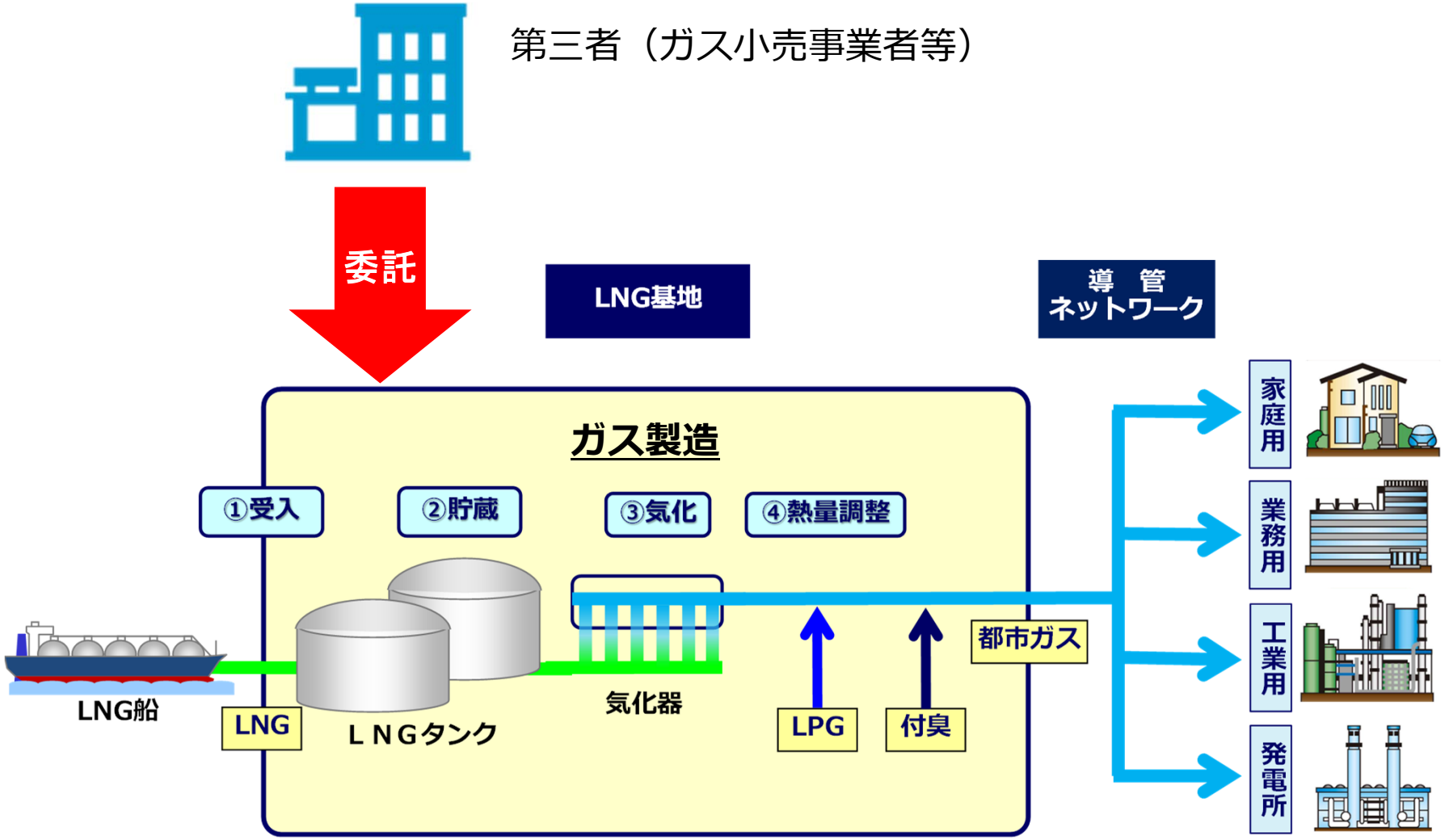

（出典）第27回制度設計専門会合資料から作成

競争促進の観点から取引条件等の改善について卸元事業者に要請

- 委員会は、都市ガスの卸市場及び小売市場における競争活性化の観点から、2019年9月、都市ガス卸元事業者に対して、卸取引における中途解約補償料を伴う長期契約及び需要家情報の取り扱いに際し、自主的な取組を要請。

次のような懸念があることを指摘し、2019年９月、委員会より都市ガス卸元事業者各社に対して、この考え方に基づいた取組みを要請。

① 有力な地位にある都市ガス卸元事業者が、ガスの卸売において高額な中途解約補償料を伴う長期契約を締結することは、競争者の取引機会を過小にする可能性がある。

- 今後更新する**中途解約補償料を伴う長期契約については、合理的な根拠に基づく契約期間の設定とする**ことを要請。

② 具体的な需要家情報を卸元事業者が卸受事業者に求めることは、競争の阻害に繋がる恐れがある。

- **合理的理由がない場合は需要家情報の提供を求めない**こと、**合理的な理由があって入手する場合には情報管理体制の構築等について適切に対応**することを要請。

→　今後、各事業者の取組状況について、適宜フォローアップ調査を進めていく予定。

ガス分野における委員会のこれまでの取組（導管事業関係の全体像）

- 委員会は、ガス導管事業に関して、以下のような取組を進めてきた。

【小売全面自由化に必要な制度の整備・実施】

- 託送料金の審査
- 託送収支計算書の監査、託送料金の事後評価（毎年）
- 導管事業者における適正な託送業務の確保（業務の監査、問題のある事業者に対する指導）

【小売事業者の参入円滑化の観点から導管事業者の対応等を改善】

- スイッチングの際にガス導管事業者が小売事業者に求める手続について、各社の様式等を標準化
- 接続申込みに対する導管事業者の不適切な対応への指導
- 逆流連結託送の実現

【導管部門の中立性の確保】

- 導管事業者の中立的な業務実施の確保（業務の監査、問題のある事業者に対する指導）
- 2022年度に導入される新たな行為規制の詳細設計

託送供給制度の整備

- 小売全面自由化に向け、ガス導管事業者が低圧も含めてより公平に託送供給を行う仕組みが整備された。
- その制度においては、自社の小売部門と他のガス小売事業者が公平に扱われるような制度とされた。

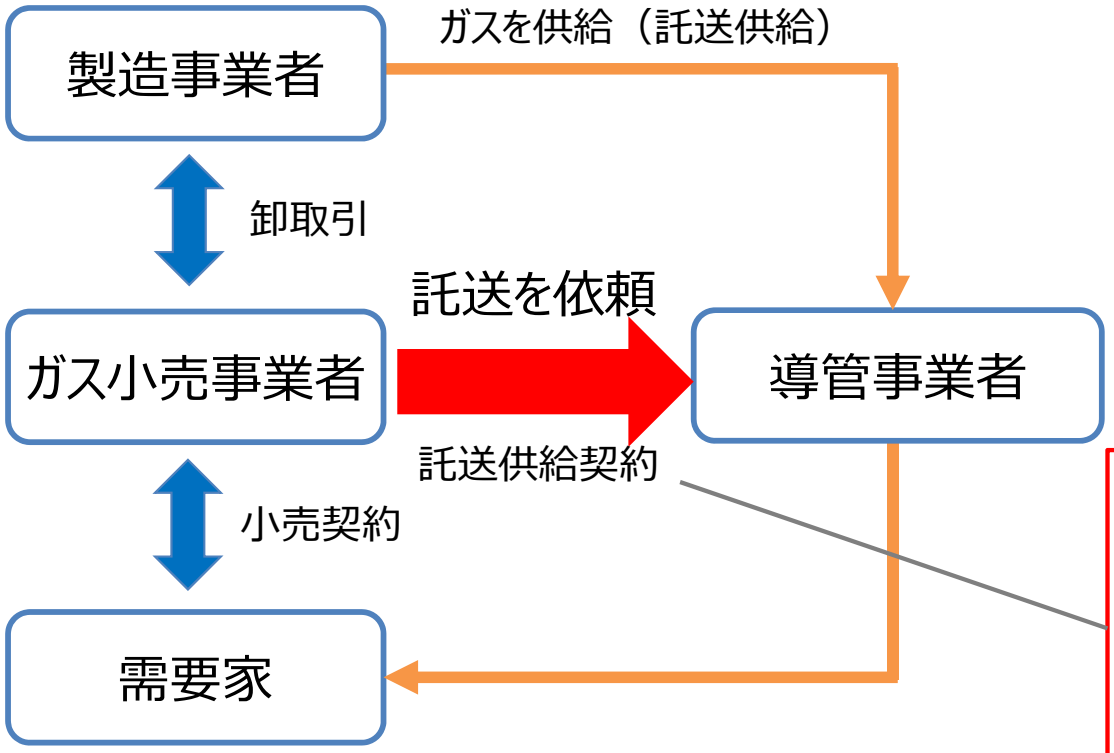

小売への参入を低圧も含めて可能にするため、ガス導管事業者において、託送供給の仕組みを整備

- 託送料金の設定など託送供給約款の整備
- 需要家がガス小売事業者を乗り換える際に、スムーズに移行できる仕組みを整備

（参考）都市ガス事業の特徴

ガス事業制度検討ワーキンググループ
経済産業省説明資料より抜粋（2018年9月20日）

● ガスシステム改革を進めるに当り、具体的な制度検討を行う上で、以下のような都市ガス事業の特性に根ざした観点に配慮する必要があるとされた。

※以下、ガスシステム改革小委員会　報告書（平成２７年１月）より抜粋・要約（事業者数は当時の値）

（１）事業者数が多く大半は中小事業者である

◆ 都市ガス事業は、導管網の規模の経済性を活かして効率的にガスを供給する特徴があるため、各地域の需要密度や地理的条件などにより事業規模や事業者数は大きく異なる。

◆ 東京ガス、大阪ガス及び東邦ガスの大手ガス事業者３社の規模が突出している一方、８割の事業者は従業員 100 名以下、従業員 10 名以下の事業者も 35 あり、小規模な事業者の中には、大手事業者等と資本関係を有し、企業グループを形成している場合もある。

◆ 調達・供給設備面でみれば、大手・準大手の事業者は自らＬＮＧ基地を保有し、海外から輸入する一方、その他の事業者は、大手・準大手の事業者やガス導管事業者から、導管やタンクローリー等により卸供給を受けており、調達・供給設備の状況から、以下の４つに分類できる。

グループ	調達・供給設備の状況	一般ガス事業者
①	多数のLNG基地、大規模導管網	東京ガス、大阪ガス、東邦ガス
②	LNG基地1・2カ所、一定規模の導管網	北海道ガス、仙台市ガス局、静岡ガス、広島ガス、西部ガス、日本ガス
③	導管による卸で調達	117事業者（うち、公営が20）
④	タンクローリー・鉄道貨車によ調達	81事業者（うち、公営が5）

託送料金の審査

- 2017年度の小売全面自由化に向けて一般ガス導管事業者各社が託送供給約款の改正を行った際、当委員会は、各社から申請された託送料金について、審査を実施。
- 法令に基づき、最大限の経営効率化を踏まえたものであるかという観点から審査を行い、減額すべき点などを指摘。

2016年12月1日
第２１回料金審査専門会合

託送供給約款の審査の進め方

	事業者（合計127者）	託送供給約款の審査の進め方
①大手（３事業者）	東京ガス、東邦ガス、大阪ガス	専門会合（公開）において審査する
②準大手 （注）各都市に係る供給と数が15万戸以上（大手除く）	北海道ガス、仙台市ガス局、京葉ガス、北陸ガス、静岡ガス、広島ガス、西部ガス	事務局又は各経済産業局監視室が、専門会合の委員から個別に意見を聞きつつ、審査する（当該委員からの指摘事項は後日公表する）
③その他（117事業者）	多数	事務局又は各経済産業局監視室が審査する

（注）②及び③についても、専門会合における①に係る議論を反映しつつ審査することとし、本委員会又は専門会合はその審査状況について適宜報告を受け、審査が適切に行われているか確認することとする

（注）①～③の審査にあたっては、経済産業省及び各経済産業局が実施する意見募集（パブリックコメント）で寄せられた意見も踏まえて審査を行うこととする

託送料金の事後評価の実施

- 託送料金については、その適正性を確保するため、超過利潤累積額が一定の水準を超過した場合などについては、経産大臣等は料金変更（値下げ）を申請するよう命令できるとされている。
- 当委員会は、毎年、各社の託送収支の超過利潤の状況等を評価。
- また、当委員会は、各社の託送収支計算書が適正に作成されているかどうかの確認も行っている。(毎年監査を実施し、規則等に基づいて作成されていない部分があった場合には、修正等を指導。)

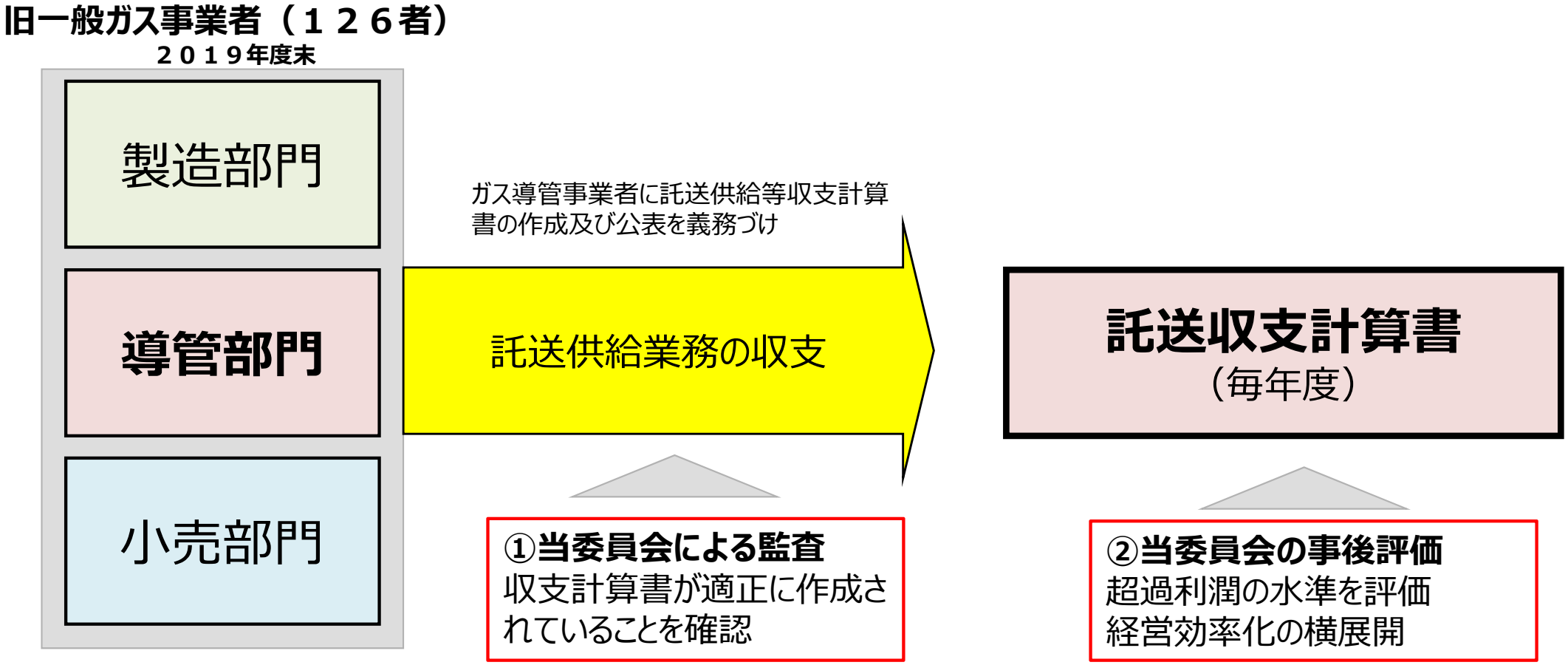

託送料金の事後評価の結果（法令に基づく事後評価等）

- 2017年、2018年の託送料金の事後評価の結果、超過利潤が変更命令（値下げ命令）の発動基準を超過した事業者は１０社確認され、当該事業者はいずれも、期日までに料金値下げの届出を行っている。
- また、託送収支以外にも、効率化の取組等についても分析。大手３社からの効率化取組に関するプレゼンをとりまとめ、中小事業者へ横展開できるよう、日本ガス協会に技術的サポートを依頼。

2017年度託送収支における超過利潤累積額と一定水準額の比較

超過利潤累積額（2017年度末）	一般ガス導管事業者（対象１２６者）		特定ガス導管事業者（対象１７者）	
	事業者数（３月決算）	【参考】事業者数（３月決算以外）	事業者数（３月決算）	【参考】事業者数（３月決算以外）
一定水準額以上	4（仙南ガス、下仁田町、魚沼市、のしろエネルギーサービス）	1（東部液化石油）	1（筑後ガス圧送）	0
一定水準額の2/3～3/3	4	0	1	0
一定水準額の1/3～2/3	5	2	1	0
０～一定水準額の1/3	３０	１５	3	0
０以下	２８	３７	8	3

（注）2019年3月28日時点で各社が公表していた託送収支計算書等に基づく評価。
超過利潤累積額は、2017年4月の託送料金改定に伴いリセットされているため、2017年度の超過利潤額と同額。

託送料金の事後評価の結果（超過利潤の発生要因を分析）

2019年3月15日
第37回料金審査専門会合

- 2017年度の超過利潤の営業収益（収入）に対する比率が５％以上であった２２社を対象とし、超過利潤の発生要因を分析し、今後も超過利潤が継続的に発生すると考えられる事業者から、自主的に料金値下げを行うかを聴取した。
- その結果、6社※について自主的な料金値下げが行われた。

※　当該6社以外に、超過利潤が変更命令の発動基準を超過した事業者4社についても料金値下げが行われている。

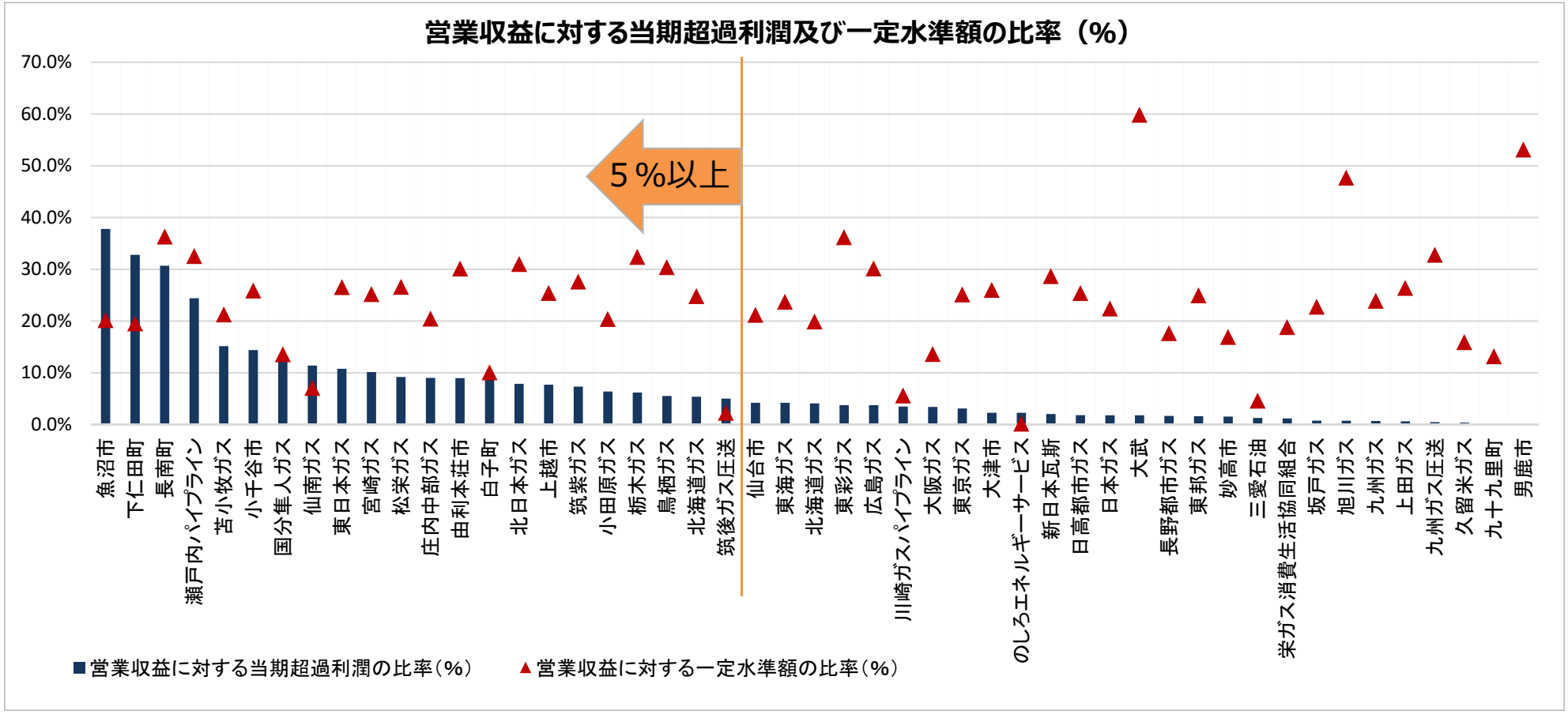

（注）3月決算事業者のうち、超過利潤が0より上の49事業者のみ（東部液化石油は超過利潤が一定水準を超過したが、３月決算以外の事業者であるため除外）
（注）2019年3月28日時点で各社が公表していた託送収支計算書等に基づく評価。

託送料金の事後評価の結果（制度改正）

- 委員会は、ガス導管事業者の事後評価の結果、制度改正の必要性があると判断されたものについては、建議等により経済産業省令等の改正を提案。（その後、いずれも改正）

事後評価の結果、制度改正されたもの

- 地域別に託送供給約款料金を設定している一般ガス導管事業者については、地域別に託送収支計算書等を作成し公表する
- 特定導管ごとに託送供給約款料金を設定している特定ガス導管事業者については、特定導管ごとに託送収支計算書等を作成し公表する
- 託送供給に係る需要が著しく少ない特定ガス導管事業者のうち、事業者間精算料金表の設定を必要とする者については、託送供給約款制定不要の承認の対象外とすることなどにより、超過利潤のストック管理及びフロー管理を実施する
- 新制度に基づく託送料金（2017年4月実施）の認可を受けた事業者で、超過利潤が一定水準を超過した者については、次に料金値下げ届出を行おうとする場合、総括原価方式で行う

（参考）大手３社の効率化取組の横展開の促進

- さらに事後評価に際しては、託送収支以外にも、効率化の取組等についても分析。
- 先進的な取組を進めていると期待される大手３社からの効率化取組に関するプレゼンをとりまとめ、中小事業者へ横展開できるよう、公表。日本ガス協会に技術的サポートを依頼。

「ガス導管事業者の効率化取組事例集」（2019年11月公表）の主な内容

〇計測機器等の点検・部品交換頻度の見直しによるコスト削減

〇工法の工夫（中圧へのPE管導入、非開削工法の導入等）

〇業務効率化の取組（現地作業でのタブレット導入、通信機能付きマイコンメーターの活用による検査コストの低減等）

〇工事発注・契約手法の工夫（取引先からの費用低減提案の受け入れ、まとめ発注、施工条件変更時の単価事前設定による協議コストの低減等）

〇行政区との交渉（掘削幅の削減、埋設深さの変更等）　　等

（参考）内管工事に関する実態分析

- 託送収支の事後評価にあわせ、ガス導管事業者が独占的に行うこととされている内管工事の実態を分析し、以下の対応を行った。

①内管工事の見積単価の適正性の確認

- 内管工事の利益率が高く、かつ直近で見積単価表の値下げが行われていない事業者に対し、見積単価表の改定の見通しの聴取
- 見積単価表に基づかない特殊工事について、その工事金額をその工事に要する費用に基づき算出した個別の設計見積金額とするよう周知徹底

②内管工事の収支の適切な管理の徹底

- 内管工事の収支について、自社で内管工事を行った場合の労務費等が適切に振り分けられるようにするなど、収支管理のあり方を整理し、各社に周知徹底

③積極的な情報公表の依頼

- 需要家が内管工事のおおよその額を容易に知ることができるよう、見積単価表に加えて、典型的なケースを想定した全社共通の見積条件（標準モデル）についての参考見積額を、自社のHP等において公表するよう各社に依頼

（参考）内管工事の概要

- 需要家敷地内のガス工作物（内管）は、需要家の資産である一方、その工事については、保安義務を負う一般ガス導管事業者に依頼することとされている。
- 一般ガス導管事業者は、指定工事店等に委託して工事を実施するケースが多い。

内管工事の概要

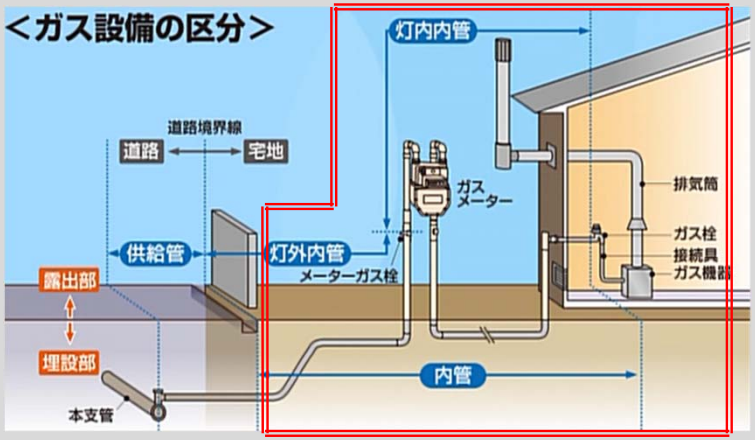

	内容
作業対象	・需要家資産のガス工作物（敷地境界からガス栓まで）
委託先	・内管工事の施工（実作業）を適正に施工する体制・能力を有する工事会社
法令	・ガス事業法　第61条　ガス工作物の維持等
スキル	・一定期間の作業経験を経て資格取得可能となる ・施工範囲に合わせて取得資格のレベルも上がる（ねじ工事、活管工事、溶接工事など） ・施工不備防止のため各社検査を実施
資格	・「内管工事資格制度」（業界資格：運営JGA）

（参考）各内管工事業者の標準モデルに基づく参考見積額一覧

2019年11月20日
第38回料金審査専門会合

事業者名	私営・公営	内管工事見積額（円）
１．本省所管		
東京ガス	私営	142,600
東邦ガス	私営	132,600
大阪ガス	私営	128,700
西部ガス	私営	123,200
東部ガス（秋田地区）	私営	103,900
東部ガス（福島地区）	私営	113,400
東部ガス（茨城地区）	私営	112,800
２．北海道局所管		
北海道ガス	私営	163,020
旭川ガス	私営	134,464
釧路ガス	私営	165,693
室蘭ガス	私営	158,675
苫小牧ガス	私営	157,960
帯広ガス	私営	144,793
岩見沢ガス	私営	181,500
長万部町	公営	178,123
３．東北局所管		
仙南ガス	私営	153,923
のしろｴﾈﾙｷﾞｰｻｰﾋﾞｽ	私営	76,659
庄内中部ガス	私営	152,147
八戸ガス	私営	145,750
塩釜ガス	私営	148,500
山形ガス	私営	123,693
酒田天然瓦斯	私営	128,975
福島ガス	私営	73,700
青森ガス	私営	209,847
弘前ガス	私営	119,867
十和田ガス	私営	112,847
五所川原ガス	私営	72,050
盛岡ガス	私営	188,226
釜石瓦斯	私営	168,080
水沢ガス	私営	117,062
花巻ガス	私営	126,800
一関ガス	私営	105,837
石巻ガス	私営	135,300
古川ガス	私営	128,700
寒河江ガス	私営	78,826
鶴岡瓦斯	私営	149,028
新庄都市ガス	私営	149,388
常磐共同ガス	私営	159,500
若松ガス	私営	110,563
相馬ガス	私営	133,000
東北ガス	私営	61,116
常磐都市ガス	私営	141,108
気仙沼市	公営	128,559
にかほ市	公営	132,123
仙台市	公営	142,758
由利本荘市	公営	142,006
男鹿市	公営	157,751
庄内町	公営	155,716
４．関東局所管		
栃木ガス	私営	122,029
北日本ガス	私営	90,970
武州ガス	私営	108,680
東彩ガス	私営	99,000
大東ガス	私営	132,440
西武ガス	私営	148,280
新日本ガス	私営	131,230
鷺宮ガス	私営	126,900
日高都市ガス	私営	143,990
坂戸ガス	私営	113,047
松栄ガス	私営	117,480
東日本ガス	私営	101,090
日本ガス	私営	161,135
小田原ガス	私営	161,700
北陸ガス	私営	167,500
蒲原ガス	私営	158,620
栄ｶﾞｽ消費生活協同組合	私営	177,100
白根ガス	私営	176,000
東京ガス山梨	私営	121,465
上田ガス	私営	160,930
長野都市ガス	私営	145,200
東海ガス	私営	113,200
東海ガス（下仁田地区）	私営	107,470
フジオックス	私営	130,262
昭島ガス	私営	182,160
青梅ガス	私営	126,511
武陽ガス	私営	165,220
東部液化石油	私営	94,248
足利ガス	私営	134,200
佐野ガス	私営	142,450
桐生ガス	私営	125,300
館林ガス	私営	129,620
伊勢崎ガス	私営	131,400
太田都市ガス	私営	116,160
埼玉ガス	私営	127,600
本庄ガス	私営	111,600
武蔵野ガス	私営	162,910
角栄ガス	私営	127,000
幸手都市ガス	私営	111,650
入間ガス	私営	117,590
京葉ガス	私営	122,100
大多喜ガス	私営	150,120
野田ガス	私営	115,720
京和ガス	私営	124,300
秦野ガス	私営	214,500
厚木ガス	私営	135,850
湯河原ガス	私営	134,200
新発田ガス	私営	150,200
越後天然ガス	私営	167,100
吉田ガス	私営	126,300
松本ガス	私営	157,124
諏訪ガス	私営	161,810
静岡ガス	私営	147,000
熱海ガス	私営	155,441
御殿場ガス	私営	140,555
島田ガス	私営	120,000
中遠ガス	私営	138,000
袋井ガス	私営	121,000
伊奈都市ガス	私営	166,000
堀川産業	私営	117,260
エナキス	私営	125,400
沼田ガス	私営	146,190
渋川ガス	私営	111,980
秩父ガス	私営	153,230
銚子瓦斯	私営	113,500
房州瓦斯	私営	116,050
総武ガス	私営	138,560
佐渡瓦斯	私営	119,100
大町ガス	私営	121,000
信州ガス	私営	92,800
伊東瓦斯	私営	108,279
下田ガス	私営	125,000
東金市	公営	151,459
習志野市	公営	142,560
白子町	公営	133,052
大網白里市	公営	135,366
九十九里町	公営	136,807
長南町	公営	91,003
上越市	公営	198,055
見附市	公営	160,619
妙高市	公営	211,183
小千谷市	公営	273,214
魚沼市	公営	225,611
糸魚川市	公営	220,948
５．中部局所管		
犬山ガス	私営	147,400
津島ガス	私営	136,100
大垣ガス	私営	198,000
中部ガス	私営	122,400
上野都市ガス	私営	139,392
名張近鉄ガス	私営	123,090
６．北陸支局所管		
日本海ガス	私営	107,151
高岡ガス	私営	129,676
小松ガス	私営	92,719
金沢市企業局	公営	209,110
７．近畿局所管		
河内長野ガス	私営	135,140
大武	私営	115,000
甲賀協同ガス	私営	173,800
桜井ガス	私営	155,775
伊丹産業	私営	137,000
大和ガス	私営	130,130
五条ガス	私営	135,798
篠山都市ガス	私営	132,000
洲本瓦斯	私営	159,945
新宮ガス	私営	123,900
敦賀ガス	私営	216,700
福知山都市ガス	私営	126,500
長田野ガスセンター	私営	115,170
丹後瓦斯	私営	97,062
越前エネライン	私営	132,220
豊岡エネルギー	私営	128,700
大津市	公営	165,506
福井市	公営	215,237
８．中国局所管		
水島ガス	私営	85,580
広島ガス	私営	117,700
岡山ガス	私営	154,000
福山ガス	私営	98,230
山口合同ガス	私営	101,750
津山ガス	私営	147,800
浜田ガス	私営	114,400
出雲ガス	私営	100,712
鳥取ガス	私営	164,197
米子ガス	私営	74,000
因の島ガス	私営	95,997
松江市ガス局	公営	179,436
９．四国局所管		
四国ガス	私営	96,222
１０．九州局所管		
大牟田ガス	私営	79,200
筑紫ガス	私営	133,000
久留米ガス	私営	122,700
高松ガス	私営	134,130
鳥栖ガス	私営	93,566
佐賀ガス	私営	149,710
九州ガス	私営	141,900
大分ガス	私営	182,000
宮崎ガス	私営	108,504
日本ガス	私営	115,500
加治木ガス	私営	88,000
国分隼人ガス	私営	115,500
阿久根ガス	私営	119,000
第一ガス	私営	146,000
天草ガス	私営	135,000
直方ガス	私営	111,000
山鹿都市ガス	私営	110,188
唐津瓦斯	私営	92,877
西日本ガス	私営	107,800
出水ガス	私営	108,977
南日本ガス	私営	98,400
伊万里ガス	私営	83,710
エコア	私営	5,500
南海ガス	私営	109,500
飯塚ガス	私営	122,100
１１．沖縄局所管		
沖縄ガス	私営	87,717

（注）2019年11月15日時点（標準モデルの概要）新築戸建木造住宅、ガス機器２台、ガスメーターまではPE管の埋設配管（延長９ｍ）等の一定の条件

ガス導管業務の適正な運用の確保（ガス事業監査の実施等）

- 当委員会は、毎年、ガス事業法に基づきガス導管事業者の業務の実施状況を監査し、託送供給約款どおりに業務が運用されているか、差別的取扱い等の禁止行為にあたるものがなかったかどうか等を確認。
- 監査の結果、問題となる行為が認められた場合には、速やかに改善するよう所要の指導を行っている。
- また、ガス導管事業者における託送供給業務等の適正な実施を確保するため、必要に応じて報告を求め、不適正な行為があった場合には文書指導、口頭指導により、是正や再発防止等を求めている。

監査の結果、指導した件数等

	H28	H29	H30	R1	指導例
件数	25	97	302	166	• 自社託送収益の算定誤り • 供給販売費の地域別配賦計算の誤り • 託送供給検討申込に対する適用約款の誤り　等

（注）上記の件数は、約款の運用等及び託送供給等に伴う禁止行為に関する監査のほか、託送供給収支に関する監査による指導を含む。

スイッチングの際の手続等の標準化（開閉栓業務、確定使用量報告等のその他業務含む）

- 自由化当初、一般ガス導管事業者毎に業務フローや申込み等に必要な様式が異なることによって、新規参入する事業者の業務コストの増加を招き、新規参入者の負担となっているとの懸念があった。
- このため委員会は、2019年3月に標準的な業務マニュアルを策定・公表し、各一般ガス導管事業者が手続きを統一化するよう促した。その後、各社はこれを踏まえて託送供給約款を変更している。

標準化の対象手続

業務名称	主な手続
スイッチング業務	スイッチング申込、廃止取次、マッチング報告等
開栓業務	託送開始申込、開栓報告、消費機器調査報告等
閉栓業務	託送終了申込、閉栓報告等
需要家情報変更業務	需要家名義、住所情報の変更等

標準化の取組内容

標準化項目	取組内容
①業務フロー、申請等に必要とする様式	情報の受渡手順等を業務ごとにルール化したフローを作成
②各様式に記載する情報項目	必要情報・不要情報を精査
③各様式をやり取りする手段	電子データ授受ルールを策定（事前連絡、拝受確認連絡など）
④各様式のレイアウト	各様式について共通レイアウトを作成

接続申込みに対するガス導管事業者の不適切な対応への指導

- 競争活性化の観点から、導管系統に接続する新規参入者のガス製造設備を増やしていくことが重要。
- 当委員会は、新規参入者からの系統接続に関する相談に積極的に対応。導管事業者の対応を検証し、問題がある場合には、速やかに是正するよう指導。
- こうした対応により、２カ所の接続において、接続が円滑化された。

【事案の例】

- 新規参入A社はガス製造基地から導管系統に接続すべく、導管事業者Bに対し、最寄りのVS①で接続したい旨の託送供給申込みを行った。
- それに対し、導管事業者Bは、VS①での受入は不可と回答。その後、経済合理性に劣るVS②での接続検討へ移行した。
- 当委員会は、A社から、当該回答に納得いかない旨の相談を受け、B社の回答について精査（関連資料の提出を求め、複数回に及ぶヒアリングを実施）。その結果、B社の説明は託送供給を拒否する「正当な理由」に該当するものではないと判断した。
- これを踏まえ、B社に対し、当委員会からの指摘を踏まえた再回答等を行うよう指導した結果、B社からA社に対し、VS①での「受入可」との回答がなされた。

【本事案のイメージ図】

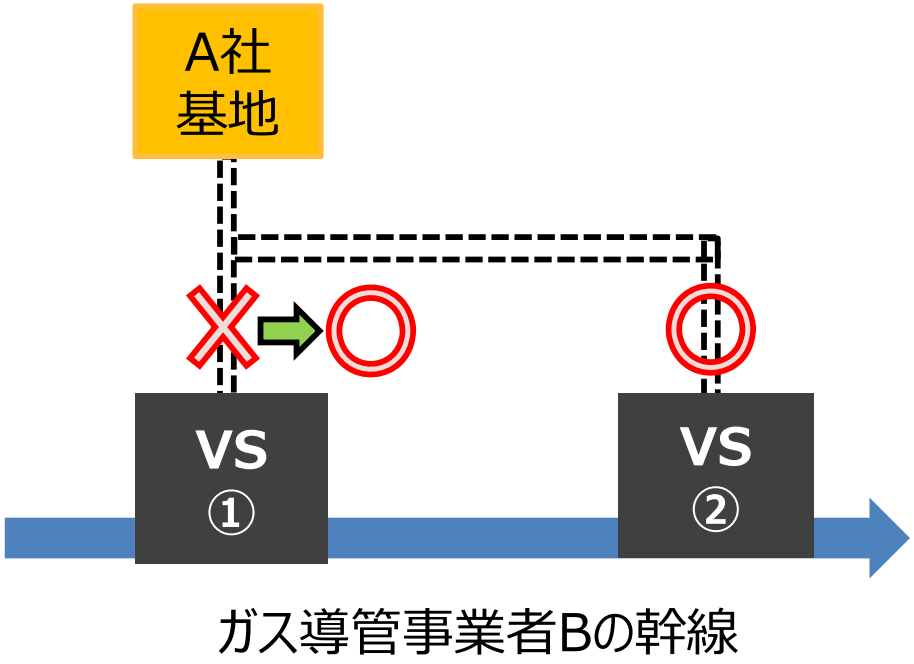

ガスの逆流連結託送の実現

- 競争活性化の観点から、ガスの実流とは逆方向の連結託送供給（逆流連結託送）も可能にすることが重要であるが、その実現には、連結点における契約ごとのガスの流量をどのように決定するかなど実務上の課題があった。
- 当委員会は、東電EPからの、京葉ガス→東京ガス向けの連結託送を行いたい旨の相談に対応し、関係事業者と実務者レベルの会合を複数回開催し、詳細ルールを調整。
- 2018年３月にその手続きが認可され、2019年度から実施されている。

今回の逆流連結託送の概要

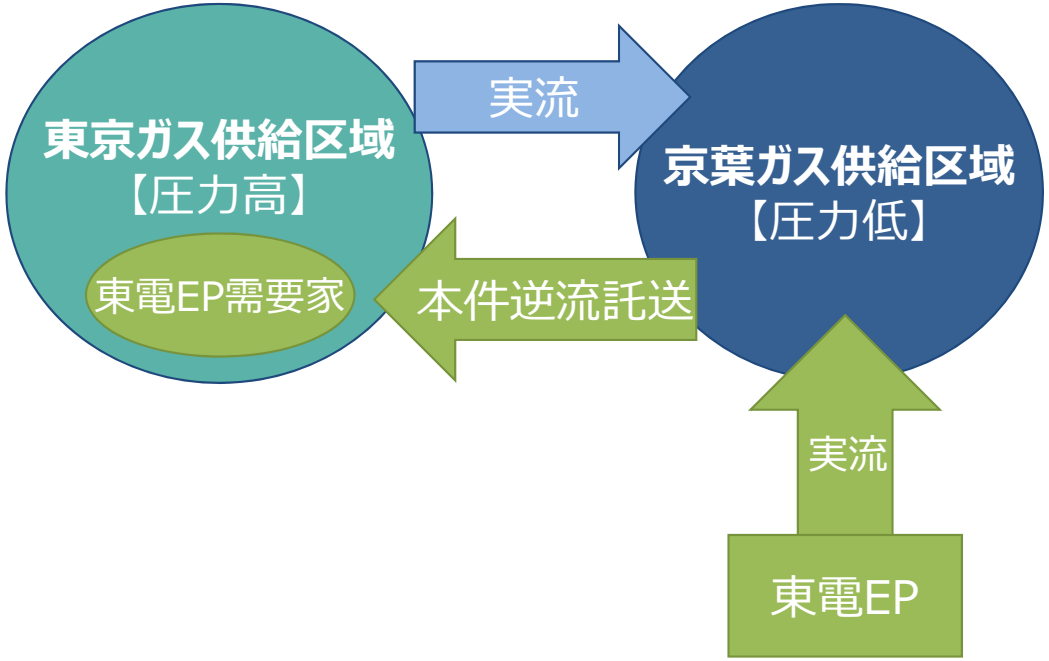

2017年1月
東電EP、東京ガス、電取委、エネ庁で協議開始
（実務者協議を２７回開催し詳細ルールを調整）
- 連結点におけるガス流量の計算方法
- 順流の供給力減少時の取扱い
- ガス性状等に関する取扱い
- 需要家への周知
- 託送供給依頼者からの情報提供等

2018年2月
協議によりセットされた内容により、東電EPの申し込みに対応すべく、東京ガスが逆流連結託送の特例認可を申請

2018年3月
経産省が特例認可

ガス導管部門の中立性確保（法的分離と行為規制の導入）

- 2022年4月から施行される改正ガス事業法により、大手３者の法的分離が行われ、法的分離された導管事業者とグループ内の小売・製造事業者との間で厳格な行為規制が適用される。

⑥ 導管部門の法的分離の実施と行為規制

○ ガス市場における活発な競争を実現する上では、ガス導管部門を中立化し、適正な対価（託送料金）を支払った上で、誰でも自由かつ公平・平等にガス導管ネットワークを利用できるようにすることが必須。

○ ガス導管事業の一層の中立性の確保を図るため、需要家が特に多い導管総距離の長い大手3社（東京・大阪・東邦）を対象に、現在認められているLNG基地事業・小売事業とガス導管事業の兼業を原則禁止する（ガス導管事業の「法的分離」）。（大手3社を除くガス事業者については、「会計分離」を維持。）

○ なお、導管会社がグループ内の小売会社を優遇して、小売競争の中立性・公平性を損なうことのないよう、人事や会計などについて適切な「行為規制」を講ずる。

「行為規制」の具体的内容

1. 人事等における中立性確保のための措置
2. 業務委託における中立性確保のための措置
3. ファイナンス取引に関する措置
4. その他社名や広告などに関する措置
5. 行為規制を遵守する体制整備に関する措置

（出典）電気事業法等の一部を改正する等の法律の概要（２０１５年６月経済産業省公表）

（参考）一般ガス導管事業者の法的分離について

- 2022年４月以降、東京ガス、東邦ガス、大阪ガスの３者については、ガス小売・製造事業と導管事業の兼業は禁止される。（ガス導管事業者の法的分離）
- また、法的分離されたガス導管事業者とそのグループ内の小売・製造事業者等との間で、人事や業務委託等に関する行為規制が適用される。

①持株会社方式

➢ 持株会社の下に小売会社、導管会社及び製造会社を設置

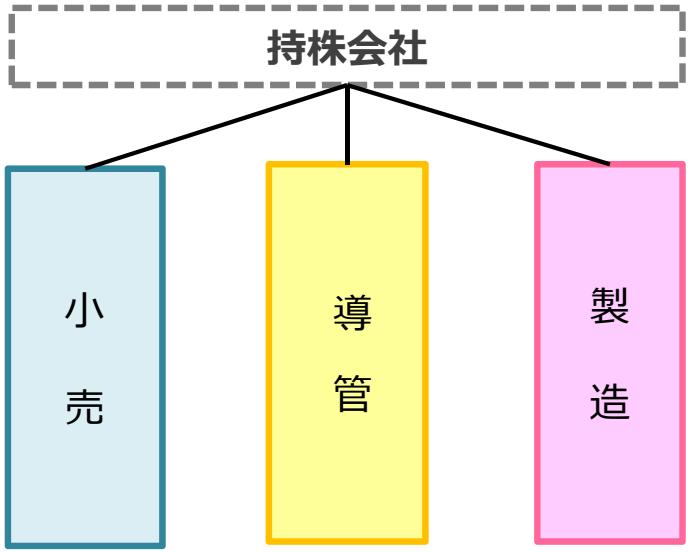

（注）小売会社、製造会社は同一会社とすることも可能

②小売・製造親会社方式

➢ 小売・製造会社の下に導管会社を設置

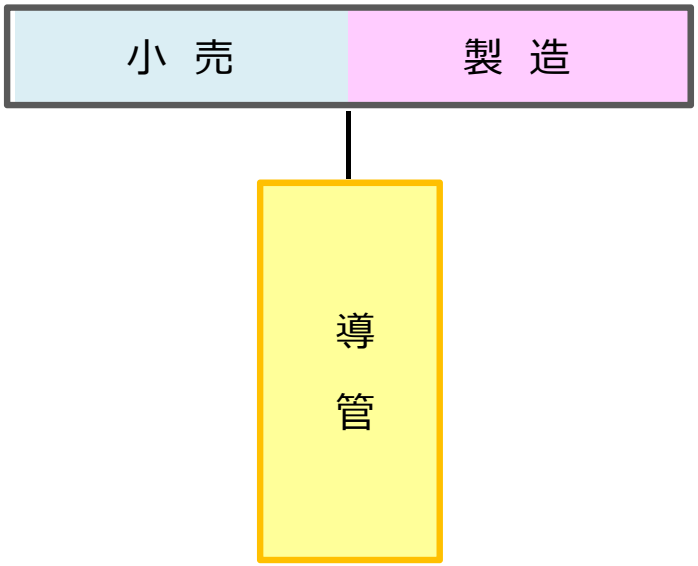

（注）小売会社、製造会社を別々の会社とし、一方の子会社とすることも可能

導管事業者の法的分離に併せて導入する行為規制の詳細設計

- 2022年度からガス導管事業者の法的分離にあわせて導入される行為規制については、経済産業大臣からの意見聴取に基づき、委員会がその詳細設計を担当。
- 2020年4月、委員会は、行為規制の詳細設計についてとりまとめ、経済産業大臣に意見回答。（現在、省令改正に向けた作業中）

行為規制の詳細（主なもの）

- 法的分離された一般ガス導管事業者（特別一般ガス導管事業者）の取締役等が、特定関係事業者の取締役等及び従業者を兼職することは原則禁止となるが、特別一般ガス導管事業者のポストにおいて、非公開情報を知り得ず、かつ、小売・製造事業の業務運営における重要な意思決定に関与できないことが確保されている場合は兼職規制の例外とする
- ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定めるガス導管事業者の禁止行為は、ガス導管事業者が、その特定関係事業者たる小売・製造事業者（法的分離対象外の事業者にあっては、自社の小売・製造部門）に対する需要家等の評価を高める広告等を行うこととする
- 特別一般ガス導管事業者が、託送供給業務等をその特定関係事業者及びその子会社に委託することは原則禁止となるが、災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な委託等についてはその例外とする
- 情報を適正に管理するための体制整備として経済産業省令に定めるものは、メーター取付数３０万個以上のガス導管事業者が、建物を特定関係事業者（法的分離対象外の事業者にあっては、自社の小売・製造部門）と共用する場合には物理的隔絶を行うこと等とする

ご議論いただきたい点

ご議論いただきたい点

- 本日は、以下のような点を中心にご議論いただいてはどうか。

- ✓ **ガス小売全面自由化は、当初の狙いどおり進んでいるか。足りない部分があるとすればなにか。今後、どのような改善が必要か。**
- ✓ **ガス小売全面自由化に関連する委員会の取組や果たしてきた役割についてどのように評価するか。**
- ✓ **今後、ガス小売全面自由化に関連して、委員会が注力すべき課題は何か。**
- ✓ **これらを審議するため、さらにどのような分析が必要か。**

（参考）熱供給事業に関する
これまでの委員会の主な取組

（参考）熱供給事業に係る苦情相談への対応

- 熱供給事業法第31条に基づき、熱供給事業者等の熱供給又は熱供給契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理に関し苦情のある者は、委員会に対し、理由を記載した文書を提出して苦情の申出をすることができることとされている。
- 委員会はこれまで、熱供給事業について３件の苦情相談に対応。例えば、以下の案件では、事案を精査の上、事業者に適切な対応を取るよう指導した。

【苦情相談への対応例】

✓ 2017年8月、熱供給事業者Ａから暖房と給湯の熱供給を受ける需要家で構成される３つのマンション管理組合から、需要家は暖房の契約を解約し、給湯のみの契約とする変更契約を熱供給事業者Ａが拒否しているとして、委員会に対し熱供給事業法第３１条に基づく苦情申出書が提出された。

✓ 苦情申出書の提出を受けて内容を調査した結果、各組合はそれぞれの組合決議により、各管理組合が所有・管理するマンション内の暖房供給用配管その他の共有設備の使用を廃止されることにより、暖房の供給を受けることができなくなるため、各需要家から、熱供給に関し適用される契約を暖房及び給湯から給湯のみに変更を求める契約変更の申込があった場合は、熱供給事業者Ａは、契約変更申込に応じないことに合理的な理由があるとは認められないものであることから、2018年１月に熱供給事業者Ａに対し、暖房の供給を受けることができなくなる需要家に対し、熱供給事業法の趣旨を踏まえ、遅滞なく適切な対応を取るよう指導を行った。

（参考）熱供給事業とは

- 熱供給事業とは、冷水や温水等を一カ所でまとめて製造し、熱導管を通じて、複数の建物に供給する事業。
- 熱をまとめて製造・供給することにより、省エネルギーや省スペース化などのメリットがある。

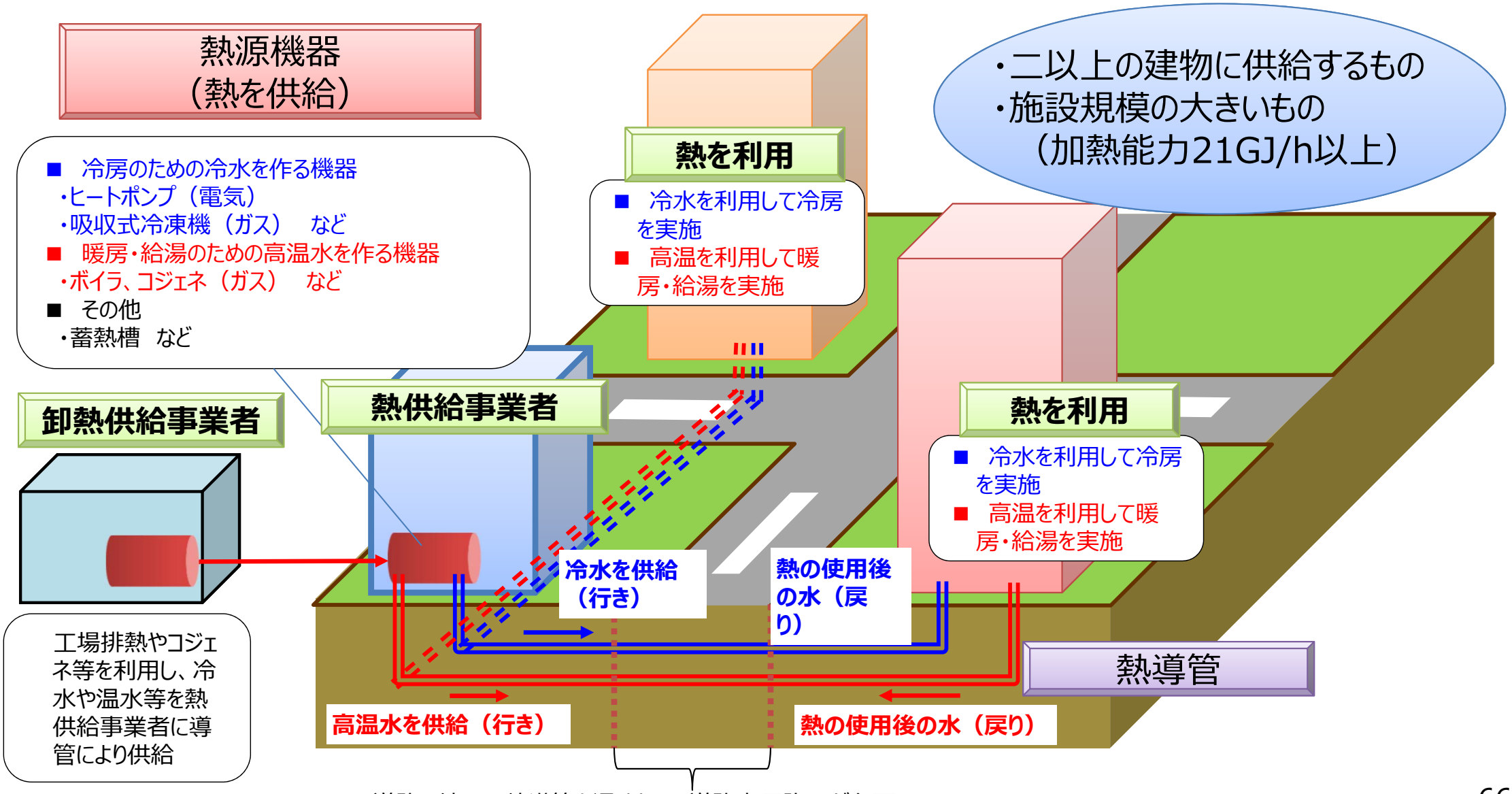

（参考）海外の規制機関との連携

アジア太平洋エネルギー規制者会合への参加

電力・ガス取引監視等委員会は、2016年より、アジア太平洋エネルギー規制者会合（Asia Pacific Energy Regulators (APER) Forum）へ参加。

APER Forumの概要

- ◆ アジア太平洋諸国（13カ国）のエネルギー規制機関が参画。
- ◆ ２年に１度会合を開き、主に電力・ガス市場の規制や政策について情報交換・意見交換を実施。

メンバー国：豪州、中国、インド、日本、ニュージーランド、パプアニューギニア、フィリピン、サモア、シンガポール、韓国、タイ、トンガ、米国（計13カ国）

我が国の参加実績

第３回会合（韓国、2016年9月28日、29日）→ 八田委員長、松尾事務局長（当時）が出席

第４回会合（日本、2018年11月28日、29日）→ 我が国が主催（詳細別紙）

特別会合（Web会議）（2020年8月14日） → 八田委員長が参加

第５回 シンガポール（調整中）

アジア太平洋エネルギー規制者会合2018（日本開催）の概要

第４回　APER Forum（2018年）は、電力・ガス取引監視等委員会が主催して東京で開催した。

【日程】
2018年11月28日～30日

【出席者】
海外規制機関（12か国）、国内機関から約100名
参加国：米国、豪州、ニュージーランド、韓国、中国、
インド、シンガポール、タイ、フィリピン、
カンボジア、パプワニューギニア、サモア

【主な内容】
再エネの導入拡大に向けた電力ネットワークの在り方、より競争的なエネルギー市場の在り方など、各国が直面している課題を踏まえ、以下について意見交換。
①新技術の普及と電力ネットワークの在り方
②競争的、投資可能なエネルギー市場の形成
③適正な市場監視・規制の在り方

その他の取り組み

➢ 米国連邦規制機関(FERC)との協力（MOU）

2016年10月、FERCとエネルギー市場に関する情報や市場監視に関する経験・実務の共有等の協力を行うことに合意した。これを受け、2017年3月にFERC関係者を招聘し、市場監視や相場操縦に関するワークショップを開催した。

➢ OECD Network of Economic Regulatorsへの参加

OECD加盟国の通信・エネルギー・運輸・水道に関する規制機関が毎年２回会合を開き、これらの分野の課題や各国の取り組み等について情報共有、意見交換を行っている。監視委員会は2016年より定期的に参加している。

➢ 日EUエネルギー政策対話、日EU電力市場 TV会議への参加

資源エネルギー庁とＥＵエネルギー総局との間で定期的に開催されている日ＥＵエネルギー政策対話に参加し、電力システム改革等について意見交換を行った。また、同政策対話を契機に、2019年より日ＥＵの電力市場の政策・規制当局及び関係機関によるＴＶ会議を行うこととなった。これまでに２回開催され、容量市場や需給調整市場、託送制度等に関する意見交換を実施した。

➢ 海外規制機関等への訪問

訪問時期	訪問先等	出張者
2015年11月	EUエネルギー総局、フランス規制機関、スウェーデン規制機関	八田委員長
2016年2月	イギリス規制機関	八田委員長
2016年6月	ＥＵエネルギー総局、EUエネルギー規制機関協力庁	松尾事務局長（当時）
2017年3月	ドイツ規制機関	八田委員長
2017年7月	米国連邦規制機関	八田委員長
2018年3月	World Forum on Energy Regulationへの参加	八田委員長
2019年6月	ＥＵエネルギー総局、ノルウェー規制機関	八田委員長
2019年10月	Singapore International Energy Weekへの参加	八田委員長
2019年12月	イギリス規制機関	佐藤事務局長